

第十回 国会 大蔵委員会農林委員会水産委員会通商産業委員会連合審査会議録第一号

昭和二十六年三月十三日(火曜日)

午前十一時五分開議

出席委員

大蔵委員会

委員長 夏堀源三郎君

理事 奥村又十郎君 理事 小山 長規君

清水 逸平君 島村 一郎君

三宅 則義君 宮崎 靖君

宮腰 喜助君 松尾トシ子君

竹村榮良一君 深澤 義守君

農林委員会

委員長 千賀 康治君

理事 野原 正勝君 理事 松浦 東介君

小笠原八十美君 小淵 光平君

池田 峯雄君 横田甚太郎君

水産委員会

委員長 富永格五郎君

理事 鈴木 善幸君 理事 林 好次君

石原 圓吉君 小高 嘉郎君

川村善八郎君 田口長治郎君

田淵 光一君 永田 節君

平井 義一君 原 健三郎君

水野彦治郎君 井之口政雄君

通商産業委員会

委員長 小金 義昭君

理事 阿左美廣治君 理事 中村 幸八君

理事 高橋清治郎君 理事 今澄 勇君

今泉 貞雄君 小川 平二君

高木吉之助君 福田 一君

田代 文久君

出席政府委員

大蔵事務官 平田敏一郎君

大蔵事務官主 石田 正君

税務局税関部長 首藤 新八君

通商産業事務次官 徳永 久次君

通商産業事務官 徳永 久次君

通商産業事務官 徳永 久次君

通商産業事務官 徳永 久次君

通商産業事務官 徳永 久次君

通商産業事務官 徳永 久次君

通商産業事務官 徳永 久次君

通商産業事務官 徳永 久次君

通商産業事務官 徳永 久次君

通商産業事務官 徳永 久次君

通商産業事務官 徳永 久次君

通商産業事務官 徳永 久次君

通商産業事務官 徳永 久次君

通商産業事務官 徳永 久次君

通商産業事務官 徳永 久次君

通商産業事務官 徳永 久次君

通商産業事務官 徳永 久次君

通商産業事務官 徳永 久次君

通商産業事務官 徳永 久次君

通商産業事務官 徳永 久次君

通商産業事務官 徳永 久次君

通商産業事務官 徳永 久次君

通商産業事務官 徳永 久次君

通商産業事務官 徳永 久次君

通商産業事務官 徳永 久次君

通商産業事務官 徳永 久次君

通商産業事務官 徳永 久次君

通商産業事務官 徳永 久次君

通商産業事務官 徳永 久次君

通商産業事務官 徳永 久次君

閣議定案法の一部を改正する法律

閣議定案法の一部を改正する法律

閣議定案法の一部を改正する法律

閣議定案法の一部を改正する法律

閣議定案法の一部を改正する法律

閣議定案法の一部を改正する法律

閣議定案法の一部を改正する法律

閣議定案法の一部を改正する法律

閣議定案法の一部を改正する法律

閣議定案法の一部を改正する法律

閣議定案法の一部を改正する法律

閣議定案法の一部を改正する法律

閣議定案法の一部を改正する法律

閣議定案法の一部を改正する法律

閣議定案法の一部を改正する法律

閣議定案法の一部を改正する法律

閣議定案法の一部を改正する法律

閣議定案法の一部を改正する法律

閣議定案法の一部を改正する法律

閣議定案法の一部を改正する法律

閣議定案法の一部を改正する法律

閣議定案法の一部を改正する法律

閣議定案法の一部を改正する法律

閣議定案法の一部を改正する法律

閣議定案法の一部を改正する法律

閣議定案法の一部を改正する法律

閣議定案法の一部を改正する法律

閣議定案法の一部を改正する法律

閣議定案法の一部を改正する法律

閣議定案法の一部を改正する法律

閣議定案法の一部を改正する法律

閣議定案法の一部を改正する法律

閣議定案法の一部を改正する法律

閣議定案法の一部を改正する法律

閣議定案法の一部を改正する法律

閣議定案法の一部を改正する法律

閣議定案法の一部を改正する法律

閣議定案法の一部を改正する法律

閣議定案法の一部を改正する法律

閣議定案法の一部を改正する法律

閣議定案法の一部を改正する法律

閣議定案法の一部を改正する法律

閣議定案法の一部を改正する法律

閣議定案法の一部を改正する法律

閣議定案法の一部を改正する法律

閣議定案法の一部を改正する法律

閣議定案法の一部を改正する法律

閣議定案法の一部を改正する法律

閣議定案法の一部を改正する法律

閣議定案法の一部を改正する法律

閣議定案法の一部を改正する法律

閣議定案法の一部を改正する法律

閣議定案法の一部を改正する法律

閣議定案法の一部を改正する法律

閣議定案法の一部を改正する法律

閣議定案法の一部を改正する法律

閣議定案法の一部を改正する法律

閣議定案法の一部を改正する法律

閣議定案法の一部を改正する法律

閣議定案法の一部を改正する法律

閣議定案法の一部を改正する法律

閣議定案法の一部を改正する法律

閣議定案法の一部を改正する法律

閣議定案法の一部を改正する法律

閣議定案法の一部を改正する法律

閣議定案法の一部を改正する法律

閣議定案法の一部を改正する法律

閣議定案法の一部を改正する法律

閣議定案法の一部を改正する法律

閣議定案法の一部を改正する法律

閣議定案法の一部を改正する法律

閣議定案法の一部を改正する法律

閣議定案法の一部を改正する法律

閣議定案法の一部を改正する法律

閣議定案法の一部を改正する法律

閣議定案法の一部を改正する法律

閣議定案法の一部を改正する法律

閣議定案法の一部を改正する法律

閣議定案法の一部を改正する法律

閣議定案法の一部を改正する法律

閣議定案法の一部を改正する法律

閣議定案法の一部を改正する法律

閣議定案法の一部を改正する法律

閣議定案法の一部を改正する法律

閣議定案法の一部を改正する法律

閣議定案法の一部を改正する法律

閣議定案法の一部を改正する法律

閣議定案法の一部を改正する法律

閣議定案法の一部を改正する法律

閣議定案法の一部を改正する法律

閣議定案法の一部を改正する法律

閣議定案法の一部を改正する法律

閣議定案法の一部を改正する法律

閣議定案法の一部を改正する法律

閣議定案法の一部を改正する法律

閣議定案法の一部を改正する法律

十 国又ハ地方公共団体ノ経営スル学校、博物館、物品陳列所、研究所等ノ施設及政令ヲ以テ指定シタル私立ノ此等ニ準ズベキ施設ニ陳列スル標本若ハ参考品ニシテ大蔵大臣ノ認許シタルモノ又ハ學術研究若ハ教育ノ為此等ノ施設ニ寄贈セラレタル物品
同條第十二号を次のように改める。

十二 国ノ専売品ニシテ政府又ハ日本専売公社ノ輸入ニ係ルモノ
同條第十二号ノ二を削る。

同條第十四号中「旅客ノ身分ニ相当スルモノ」を「本人ノ使用スルモノ」に改める。

同條第十六号を次のように改める。

十六 引越ノ際本人又ハ其ノ家族ノ用品、職業上必要ナル器具其ノ他通常且相応ノ家財道具但シ既ニ使用セラレタルモノニ限ル
同條第十七号但書を次のように改める。

但シ第八條ノ規定ニ依リ輸入税ノ免除ヲ受ケタル物品及第九條第一項ノ規定ニ依リ輸入税ノ免除又ハ拂戻ヲ受ケタル物品ヲ原料トシテ製造シタル物品ヲ除ク
同條第十八号中「命令」を「政令」に改める。

同條第十九号中「水産物及」の下に「当該船舶内ニ於テ製造シタル」を加え、「ニシテ工程ノ簡單ナルモノ」を削る。

同條第二十二号中「本邦ヨリ出港シタル船舶」の下に「又ハ航空機」を加え、「該船舶離陸シタル」を「該船舶又ハ航空機事故アリタル」に改め、同号但書を次のように改める。

但シ第八條ノ規定ニ依リ輸入税ノ免除ヲ受ケタル物品及第九條第一項ノ規定ニ依リ輸入税ノ免除又ハ拂戻ヲ受ケタル物品ヲ原料トシテ製造シタル物品ヲ除ク
同條第二十三号を次のように改める。

二十三 削除
同條第二十四号を次のように改める。

二十四 航空機ノ発着又ハ航行ノ安全ノ為必要ナル機械及其ノ部分品ニシテ政令ヲ以テ指定シタルモノ並ニ外国航行ノ航空機ニ航空機用又ハ修繕用ノ為引渡スル物品

第八條第一号、第二号及第二号ノ二中「命令」を「政令」に改める。
第九條第一項中「命令」を「政令」に改め、同條第二項を次のように改める。

輸入原料品ニシテデウレチンノ製造ニ使用スル為ノココア豆、機械用又ハ工業用ニ供スル為ニ形作りタル貴石製品ノ製造ニ使用スル貴石並ニアセトン及ブタノールノ製造ニ使用スル為ノ変性糖蜜ニハ政令ノ定ムル所ニ依リ其ノ輸入税ノ全部又ハ一部ヲ免除スルコトヲ得
同條第四項中「又ハ第二項」を削る。

り、同條第三項の次に次の四項を加える。
第一項及第二項ニ規定スル製造品ノ製造ニハ輸入原料品ト同種ノ原料品ヲ混用使用スルコトヲ得ズ但シ予メ税関長ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
第一項及第二項ノ規定ニ依リ輸入税ノ免除ヲ受ケタル原料品ヲ以テスル製造ハ税関長ノ承認ヲ受ケタル製造工場ニ於テ之ヲ為スコトヲ要ス
左ノ各号ノ一ニ該当スル場合ニ於テハ第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ免除ヲ受ケタル輸入税ヲ追徴ス但シ第一号及第二号ノ場合ニ於テ其ノ期間内ニ輸入原料品又ハ其ノ製品ガ天災其ノ他已ムコトヲ得ザル事由ニ因リ亡失シタルコトニ付税関長ノ承認ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ
一 第一項ノ輸入原料品ヲ他ノ用途ニ供シタルトキ又ハ政令ノ定ムル所ニ依リ税関長ノ許可ヲ受ケタル場合ノ外其ノ製品ヲ輸出以外ノ目的ニ供シ若ハ当該原料品輸入ノ日より二年以内ニ輸出セザルトキ
二 第二項ノ輸入原料品ヲ他ノ用途ニ供シタルトキ又ハ当該原料品輸入ノ日より一年以内ニ其ノ製造ヲ終ヘザルトキ
三 第四項又ハ前項ノ規定ニ違反シタルトキ
第五條ノ二第三項ノ規定ハ前項ノ

規定ニ依リ追徴スル輸入税ニ付之ヲ準用ス
第十條を次のように改める。

第十條 船舶ノ建造又ハ修繕ニ使用スル鉄鋼材、機具、機具部分品、機具又ハ機具部分品ニシテ政令ヲ以テ指定シタルモノ及新規ノ發明ニ係ル此等ノ物品又ハ本邦ニ於テ製作困難ナル此等ノ物品ニシテ大蔵大臣ノ認許シタルモノニハ輸入税ヲ免除ス
前項ニ規定スル物品ヲ使用シテ船舶ノ建造又ハ修繕ヲ為サントスル者ハ其ノ物品ノ輸入免許前ニ其ノ物品ノ種類及数量、当該船舶ノ種類修繕ノ場合ニ在リテハ特定シタル船舶ノ修繕ノトキニ限リ、建造又ハ修繕ヲ完了スベキ期日其ノ他ノ政令ヲ以テ定ムル事項ニ付税関長ノ承認ヲ受ケベシ
左ノ各号ノ一ニ該当スル場合ニ於テハ第一項ノ規定ニ依リ輸入税ノ免除ヲ受ケタル物品ノ輸入免許ヲ取消シ又ハ輸入税ヲ追徴ス但シ政令ノ定ムル所ニ依リ税関長ノ許可ヲ受ケタルトキ又ハ天災其ノ他已ムコトヲ得ザル事由ニ因リ亡失シタルコトニ付税関長ノ承認ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ
一 前項ノ承認ヲ受ケタル物品ヲ当該船舶ノ建造ニ使用セザルトキ
二 前項ノ承認ヲ受ケタル竣工期日迄ニ当該船舶ノ建造ヲ終ヘザルトキ

三 前項ノ承認ヲ受ケタル修繕ヲ完了スベキ期日迄ニ修繕ニ使用スベキ物品ヲ其ノ使用ニ供セザルトキ
第五條ノ二第三項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ追徴スル輸入税ニ付之ヲ準用ス
第十二條第一号を次のように改める。
一 阿片其ノ他ノ麻薬及阿片吸煙具但シ政府ノ輸入スルモノ及政府ノ認許ヲ得テ輸入スルモノヲ除ク
本則中第十二條の次に次の一條を加える。

第十三條 大蔵大臣ノ諮問ニ応ジ本法ノ別表ノ改正、関税法第一條但書ノ協定ニ関スル事項其ノ他ノ関税率ニ関スル重要ナル事項ヲ調査審議スル為ニ関税率審議會ヲ置ク
関税率審議會ハ関税率ニ関スル事項ニ付大蔵大臣ニ建議スルコトヲ得
関税率審議會ハ大蔵大臣及委員四十五人以内ヲ以テ之ヲ組織ス
委員ハ関係各庁ノ職員及學識経験アル者ノ中ヨリ大蔵大臣之ヲ任命シ其ノ任期ハ二年トス
大蔵大臣ハ會長トシテ会務ヲ總理ス
委員ハ非常勤トス
前四項ニ規定スルモノノ外審議會ノ組織及運営ニ関シ必要ナル事項ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム
別表を次のように改める。

同條第二十二号中「本邦ヨリ出港シタル船舶」の下に「又ハ航空機」を加え、「該船舶離陸シタル」を「該船舶又ハ航空機事故アリタル」に改め、同号但書を次のように改める。

別表

輸入税表

税率は、すべて従価税率とする。

番 号	品 名	税 率
一〇一	第一類 植物及び動物(生活力を有するものに限る。)	無税
一〇二	栽培用又は接木用の植物、枝、幹、茎及び根	無税
	増殖用菌類	無税
	一 酵母	一割
	二 その他	無税
一〇三	馬	無税
一〇四	牛	無税
一〇五	めん羊	無税
一〇六	やぎ	無税
一〇七	豚	無税
一〇八	家きん類	無税
一〇九	魚介類	無税
	一 一種用の魚介及び魚卵	無税
	二 その他	一割
一一〇	みつばち	無税
一一一	蚕種	無税
一一二	動物(別号に掲げるものを除く。)	二割
	第二類 穀物、穀粉、でん粉類及び種	
二〇一	米及びもみ	一割五分
二〇二	大麦	一割
二〇三	パールバーレー	一割五分
二〇四	麦芽	一割五分
二〇五	小麦	二割
二〇六	オート	一割
二〇七	あわ、きび及びびえ	五分
	一 あわ	五分
	二 その他	無税
二〇八	こうりやん	五分
二〇九	とうもろこし	一割
二一〇	そば	五分
二一一	豆類	一割
	一 大豆、あずき、そら豆及びえんどう	一割
	二 緑豆	無税
	三 落花生	無税

二二二	甲 からのもの	一割
	乙 その他	一割
	四 その他(医薬用のものを除く。)	一割
	穀粉及びでん粉類	
	一 小麦粉	二割五分
	二 オートミール及びコーンミール	二割五分
	三 タピオカ、マニオカ及びサゴ	二割五分
	四 コーンスターチ	二割五分
	五 その他	二割五分
二二三	ごまの種	無税
二二四	えごまの種	無税
二二五	菜種及びからし菜の種	五分
二二六	亜麻の種	無税
二二七	大麻の種	無税
二二八	ひまの種	無税
二二九	綿の種	無税
二三〇	桐の種	無税
二三一	採油用の種(別号に掲げるものを除く。)	無税
二三二	アイボリーナット、ドームナットその他これらに類するボタン	無税
二二三	製造用ナット	無税
二三四	インディアラバー樹、ガタバーチヤ樹、木藍及びてん菜の種	無税
二三五	クロバーその他牧草の種	無税
	穀物及び種(医薬用のもの及び別号に掲げるものを除く。)	一割五分
	第三類 飲食物及びたばこ	
	1 この類において「かん詰、びん詰又はつぼ詰のもの」とは、かん、びん又はつぼに入れたもので、容器ともの一個の重量が十キログラムをこえないものをいう。	
	2 この類において「かん詰、びん詰及びつぼ詰」には、気密でないものを含む。	
	3 この類において「アルコール」とは、攝氏十五度において原容量中に含まれる純アルコール(攝氏十五度における比重が〇・七九四七のアルコールをいう)の容量の原容量に対する百分比をいう。	
三〇一	野菜、海藻(食用に適するものに限る。)、果実及びナット	三割五分
	一 砂糖、糖みつ、糖水又ははちみつを加えたもの	三割五分
	二 その他	二割五分
	甲 かん詰、びん詰又はつぼ詰のもの	二割五分
	乙 その他	一割
	イ 野菜及び海藻	一割
	イの一生のもの	一割

三〇二	イの二 その他	一割五分
三〇三	やしの実	二割
三〇四	茶	無税
三〇五	マテその他の茶の代用物	三割五分
三〇六	コーヒー	三割五分
三〇七	チコリーその他のコーヒーの代用物	三割五分
	ココア(砂糖を加えたものを除く)	
	一 ココア豆	二割
	二 その他	三割五分
三〇八	胡椒	二割
三〇九	カレー	二割
三一〇	マスタード	二割
三一	砂糖	
	一 いよ糖の重量が全重量の百分の九十八をこえないもの(車糖を除く)	一割
	二 その他	二割
三二	氷砂糖、角砂糖、棒砂糖その他これらに類するもの	二割五分
三三	糖みつ	
	一 糖分をいよ糖として計算した重量が全重量の百分の六十をこえないもの	一割
	二 その他	二割
三四	ぶどう糖、麦芽糖及びあめ	二割五分
三五	はちみつ	三割
三六	菓子	三割五分
三七	ジャム、フルーツゼリー類	三割
三八	ビスケット(砂糖を加えたものを除く)	三割
三九	マカロニー、パミセリーその他各種のめん類	三割
四〇	果じゅう及び糖水	三割五分
	一 果じゅう(砂糖を加えたものに限る)及び糖水	三割五分
	二 その他	三割
四一	ソース	二割五分
四二	食酢	二割五分
四三	鳥獣肉類	一割
	一 生のもの	二割五分
	二 かん詰、びん詰又はつぼ詰のもの	二割五分
	三 ハム、ベーコン及びソーセージ	二割五分
	四 塩鮓	一割
三四	魚介類	一割五分
	一 生のもの	一割
	二 かん詰、びん詰又はつぼ詰のもの	二割五分
	甲 いわしの油漬	二割五分
	乙 その他	二割
	三 塩魚及び乾魚(單に蒸し、又は焼いたものを含む)	一割
	四 その他	一割五分
三五	バター、人造バター及びギー	三割五分
三六	チーズ	三割五分
三七	コンデンスミルク(粉乳を含む)	三割五分
三八	インフアントフード	三割
三九	肉エキス	三割
四〇	ペプトン、ソマトゼ、ヘモグロビンその他のこれらに類する	三割
	滋養食料	
	一 ペプトン	一割
	二 その他	二割五分
四一	生の鳥卵(ふ化用のものを含む)	二割
四二	鳥卵液及び鳥卵粉	二割
	一 卵黄粉	一割
	二 卵白粉	五分
	三 その他	二割
四三	アルコールを含まない飲料のもと(固形、でい、状又は液状のものに限るものとし、砂糖を含むもの及び別号に掲げるものを除く)	三割
四四	銘水、ソーダ水その他の砂糖又はアルコールを含まない飲料	三割五分
四五	清酒(合成清酒を含む)	五割
四六	ビール	五割
四七	ぶどう酒(ポート、シエリー、ベルモット、マデラ、マルサラ、サンラフェエル等を含む)でアルコール分が二十四度をこえないもの	五割
四八	シャンパンその他のスパークリングワイン	五割
四九	酒類(別号に掲げるものを除く)	五割
五〇	塩	無税
五一	飲食物(別号に掲げるものを除く)	三割五分
	一 砂糖を加えたもの	二割五分
	二 その他	三十五割五分
五二	たばこ	

四〇一	第四類 皮、毛、骨、角、齒、甲ら、貝がら類及びこれらの製品 毛皮 一 めん羊皮及びやぎ皮 甲 なめしたも 乙 その他 二 その他 毛皮製品(別号に掲げるものを除く。) 皮類(別号に掲げるものを除く。)	四割 無税 四割 四割 五割 無税
四〇二	革類 一 牛革、水牛革、馬革、豚革、めん羊革及びやぎ革 甲 エナメル革その他のこれに類する塗装を施したもの 乙 染めたもの又は着色したもの(ローラーレザーを除く。)	三割 三割 二割
四〇三	丙 その他 イ ローラーレザー ロ その他 二 かもしか革(模造かもしか革を含む。)	一割 一割 二割五分
四〇四	三 わに革 四 とかげ革 五 くず革 六 その他 革製品(別号に掲げるものを除く。)	三割 二割五分 一割 一割五分 一割五分
四〇五	一 機械用のベルト、ホース、パッキング及びピッカー 二 帽子用革 三 その他 甲 貴金属、貴金属をめつきた金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象げ又はべつ甲を用いたもの 乙 その他 獣毛(別号に掲げるものを除く。)	一割 一割 五割 三割五分 無税
四〇六	羽毛 一 裝飾用のもの 二 その他	四割 一割五分
四〇七	羽毛皮 羽毛製品及び羽毛皮製品(別号に掲げるものを除く。)	無税 五割
四〇八	クイルブリッスル及びホーンブリッスル	無税
四〇九	獸骨及びオセイン(医薬用のものを除く。)	無税
四一〇	きば	無税
四一一	きばの製品(別号に掲げるものを除く。)	五割
四一二		
四一三		

四一四	獸角(医薬用のものを除く。)	無税
四一五	ひずめ	無税
四一六	獸筋	無税
四一七	ガット(テニスラケット及びバドミントンラケット用のものに限り。)	一割五分
四一八	ブラッダー	無税
四一九	貝がら	無税
四二〇	べつ甲	無税
四二一	べつ甲製品(別号に掲げるものを除く。)	五割
四二二	さんご	二割
四二三	さんご製品(別号に掲げるものを除く。)	五割
四二四	真珠	一割
四二五	海綿	一割
四二六	毛、骨、角、齒、甲ら、貝がらその他これらに類するもの(医薬用のもの及び別号に掲げるものを除く。)	無税
四二七	皮、毛、骨、角、齒、甲ら、貝がらその他これらに類するもの(別号に掲げるものを除く。)	三割
五〇一	第五類 油、脂、蠟及びこれらの製品 植物性揮発油 一 芳香性のもの(二種以上混合したものは、分類上調合香料とみなす。)	
	甲 ベイ葉油、ベルガモット油、カナンガ油、桂皮油、シダー油、桂葉油、シトロネラ油、丁子油、ユーカリ油、小茴香油、ジンジャグラス油、レモン油、オレンジ油、パルマローザ油、プチグレン油、ロスマリン油、ローズウッド油、白欖油、大茴香油、タイム油及びイラン油	無税
	乙 グラニウム油、ラベンダー油、レモングラス油、パチュリー油及びベチベル油	一割
	丙 その他	二割
	二 その他	
	甲 牛樟油	無税
	乙 その他	一割
	あまに油	一割
	ひまし油	一割
	オリブ油	無税
	やし油及びバーム油	一割
	落花生油	二割

五〇七	大豆油	二割
五〇八	綿実油	一割
五〇九	桐油及びオイシシカ油	無税
五一〇	カメリヤ油	一割
五一一	ガカオ脂	二割
五一二	肝油	一割
五二三	魚油	一割
五二四	鯨油	無税
五二五	獸脂	無税
五二六	一 牛脂	五分
五二七	二 その他	一割
五二八	人造ラード	一割
五二九	ステアリン酸	一割五分
五三〇	オレイン酸	一割五分
五三一	炭化水素油(別号に掲げるものを除く。)	一割
五三二	一 原油、重油及び粗油	一割
五三三	二 その他(動植物性油脂、石けん、アルコール等を加えたものを含む。)	二割
五三四	甲 攝氏十五度における比重が〇・八四九八をこえないもの	二割
五三五	乙 その他	三割
五三六	ワセリン	一割
五三七	パラフィン	一割
五三八	一 融解点が攝氏四十五度をこえないもの	一割
五三九	二 その他	一割五分
五四〇	漆蠟及び蠟燭	無税
五四一	柏油	一割
五四二	カーノーバワックス	一割
五四三	ろうそく	二割
五四四	化粧石けん、洗たく石けん、薬用石けんその他の洗淨用石けん(石けん質を主成分とするものに限る。)	三割
五四五	一 薫香を付けたもの	二割
五四六	二 その他	一割五分
五四七	油、脂及び蠟(別号に掲げるものを除く。)	二割
五四八	油、脂又は蠟の製品(別号に掲げるものを除く。)	二割
五四九	第六類 薬材、化学薬、医薬及びこれらの調合品並びに化粧品	五分
五五〇	ボツブ	無税
五五一	サフラン、セメシナ及び丁子	無税

六〇三	杏仁、苦扁桃仁、ホミカ、大風子、小豆蔻、肉豆蔻、肉豆蔻花、クベバ、コロシント実、コルヒクム子、トンカ豆、パニラ豆、アニー子、大茴香、小茴香、ストロファンツ子及びアジ	無税
六〇四	ワシ子	無税
六〇五	甘草、吐根、龍膽、ゲンチアナ根、大黃、セネガ根、遠志、甘松、イリス根、コロソバ根、海葱、ヤラツバ根、デリス根、ベチベル及び白及	無税
六〇六	人參	一割
六〇七	麻黄、コカ葉、ヤボランジ葉及びバチユリー葉	無税
六〇八	桂皮、キナ皮、コンズランゴ皮及びカスカラサグラダ	無税
六〇九	リナロエ、ローズウッド及びササフラス木	無税
六一〇	白檀	無税
六一一	一 サンタラムアルブム	無税
六一二	二 その他	一割
六一三	沈香及び麝香	一割
六一四	海人草	無税
六一五	安息香、阿魏、蘆薈、ミルラ及び美人膠	無税
六一六	生薬(天産物及びこれに粉砕、乾燥等の簡單な加工(調合を除く)をしたもので、医薬用に使用するものをいい、別号に掲げるものを除く。)	一割
六一七	没食子、五倍子、檳榔子、オーク樹皮その他の植物性タンニン材料	無税
六一八	阿仙葉その他のタンニンエキス	無税
六一九	甘草エキス	無税
六二〇	バルサム	五分
六二一	生インディアラバー、生ガタパーチャ及びこれらの代用物(合成ゴムを除く。)	無税
六二二	松脂	五分
六二三	アラビアゴム、セラックその他の別号に掲げない樹脂(医薬用のものを除く。)	無税
六二四	にかわ、ゼラチン及びアイシングラス	一割
六二五	硫黄	一割
六二六	黄磷、赤磷及び硫化磷	一割五分
六二七	ヨード及びブロム	一割
六二八	硝酸	一割
六二九	醋酸	一割
六三〇	乳酸	二割五分

六二九	酒石酸及びくえん酸	二割
六三〇	酒石酸	一割五分
六三一	ピロガロール及び没食子酸	一割五分
六三二	タンニン酸	一割
六三三	石炭酸	二割
六三四	無水アンモニア	無税
六三五	ソーダ灰及び天然ソーダ	二割五分
六三六	苛性ソーダ	二割
六三七	重炭酸ソーダ	二割
六三八	硫化ソーダ、芒硝(硫酸ソーダ)、過酸化ソーダ、珪酸ソーダ、塩素酸ソーダ、重クロム酸ソーダ、ヨードソーダ、フェロ青化ソーダ及びフェリ青化ソーダ	一割五分
六三九	硝酸ソーダ(チリ硝石を含む)	一割五分
	一 精製したもの	無税
	二 その他	無税
六四〇	硝酸ソーダ	無税
六四一	苛性カリ、塩素酸カリ、重クロム酸カリ、過マンガン酸カリ、ヨードカリ、黄血塩(フェロ青化カリ)及び赤血塩(フェリ青化カリ)	一割五分
六四二	硝石(硝酸カリ)	一割
六四三	塩化カリ及び硫酸カリ	一割
	一 精製したもの	無税
	二 その他	無税
六四四	生酒石	無税
六四五	青化ソーダ及び青酸カリ(青化カリ)	無税
六四六	ブロム水素酸及びブロムカリその他の別号に掲げないブロム塩類	一割五分
六四七	炭酸マグネシア、塩化バリウム及び過酸化バリウム	一割
六四八	塩化アンモン、炭酸アンモン及び重炭酸アンモン	一割
六四九	硫酸アンモン	一割
	一 精製したもの	無税
	二 その他	無税
六五〇	過酸化水素	一割五分
六五一	明礬	一割
六五二	硫酸ニッケル及び硫酸ニッケルアンモン	一割五分
六五三	硝酸トリウム、硝酸セリウム、ラジウム、ラジウム塩類及びロジウム塩類	無税
六五四	硝酸石灰及びくえん酸石灰	無税

六五五	アセトン及びブタノール	二割
六五六	ホルマリン	一割五分
六五七	メタノール	一割五分
六五八	アルコール	五割
六五九	変性アルコール	五割
六六〇	グリセリン	二割
六六一	クロロホルム	二割
六六二	ロンガリット、ハイドロサルファイトその他のこれらに類する還元剤	一割五分
六六三	デキストリン	二割
六六四	乳糖	一割
六六五	醋酸纖維素	三割
六六六	合成樹脂(原料用のものに限るものとし、別号に掲げるものを除く)	三割
	一 塩化ビニル系及び醋酸ビニル系のもの	三割
	二 その他	二割
六六七	合成ゴム	無税
六六八	サツカリ、ヅルチンその他のこれらに類する甘味料	三割五分
六六九	ゴム硫化促進剤及びゴム老化防止剤	二割五分
六七〇	コイルタール分り物及びこれと同じ成分を有するもの(別号に掲げるものを除く)	五分
六七一	コイルタール分り物から誘導した化学的生成品及びこれと同じ成分を有するもの(医薬及び別号に掲げるものを除く)	二割
六七二	マハルゾール、マハルゾールの誘導体、サルファダイアジン及びヘキシルレゾルシン	二割五分
六七三	ジクロロ・ジフェニール・トリクロロールエタン(D・D・T)及びその製剤	二割
六七四	ベニシリン、ストレプトマイシン及びこれらの製剤	二割五分
六七五	サントニン	無税
六七六	塩酸キニーネ、硫酸キニーネ、エチル炭酸キニーネ、塩酸シンコニネ及び硫酸シンコニネ	無税
六七七	塩酸モルヒネ、硫酸モルヒネ、磷酸コデイン、エタゴニン、コカイン、塩酸コカイン及び硫酸コカイン	無税
六七八	硫酸ニコチン	無税
六七九	ミルタカゼイン	無税
六八〇	ペプシン	二割
六八一	ベーキングパウダー	一割五分

七三〇	号に掲げるものを除く。)	二割五分
七三一	ペイント	一割五分
七三二	パテ、マンガンパテその他のこれらに類する充てん料	一割五分
七三三	封蠟	一割五分
七三三	染料及び顔料(別号に掲げるものを除く。)	一割五分
七三四	塗料(別号に掲げるものを除く。)	二割
	第八類 纖維素バルブ、纖維、糸及びなわ	
	1 この類に掲げる物品には、無機質纖維のみで作られているものを含まないものとする。	
	2 この類において「絹」とは、天然絹をいう。	
	3 この類に掲げる物品が二種以上の纖維で作られている場合において、全重量の百分の十をこえない纖維は、分類上交えないものとみなす。	
八〇一	纖維素バルブ	五分
八〇二	実絹及び繰絹(カード又はコームしたものを含む。)	無税
八〇三	綿織糸(別号に掲げる特殊綿織糸を除く。)	五分
	一 單撚又は双撚の生のもの(ガス焼したものを含む。)	七分五厘
	二 その他	
八〇四	特殊綿織糸	
	一 ポイルヤーン、英式番手四十二番をこえるクレープヤーンその他の変り撚糸	無税
	二 單撚のミュールコップ糸	無税
	三 英式番手百番をこえるもの	無税
八〇五	綿糸織糸を除く。及び長さ十メートルの重量が三グラムをこえない綿線	七分五厘
八〇六	亜麻、ちよ麻、ラミー、大麻、黄麻その他の植物纖維(別号に掲げるものを除く。)	無税
八〇七	亜麻織糸	五分
	一 單撚の生のもの	七分五厘
	二 その他	
八〇八	亜麻線(英式番手七番をこえる單撚糸をよりあわせたもので、長さ十メートルの重量が十二グラムをこえないものに限る。及び	七分五厘
	亜麻糸(織糸を除く。)	
八〇九	ちよ麻織糸及びラミー織糸	七分五厘
八一〇	ちよ麻線及びラミー線(英式番手七番をこえる單撚糸をよりあわせたもので、長さ十メートルの重量が十二グラムをこえないものに限る。並びにちよ麻糸及びラミー糸(織糸を除く。)	七分五厘
八一一	大麻織糸	七分五厘
八一二	黄麻織糸	七分五厘

九〇一	綿織物	一割
九〇二	亜麻、ちよ麻、ラミー、大麻又は黄麻の織物及びこれらの繊維の交織物並びにこれらの繊維と綿との交織物	一割
	一 節布	一割
	二 平織布、紋織布及び縹織布	一割
	甲 黄麻織物	一割
	乙 綿と交織のもの	一割
	丙 その他	一割五分
九〇三	三 その他	一割五分
	バイナツプル、マニラヘンブ、アゲープその他の植物纖維、綿、亜麻、ちよ麻、ラミー、大麻及び黄麻を除く。の織物及びこれらの繊維の交織物	一割
九〇四	毛織物(綿、絹又は人造纖維を交えたものを含む。)	一割
	一 ベルベット、ブラッッシュその他のパイル織物(パイルを切らないものを含む。)	三割
	二 その他	三割
	甲 毛製又は毛絹製のもの	二割
	乙 その他	一割五分
九〇五	芯地(馬毛製のもの及び馬毛を交えたものに限る。)	一割
九〇六	絹織物及び絹を交えた織物(別号に掲げるものを除く。)	一割
	一 ベルベット、ブラッッシュその他のパイル織物(パイルを切らないものを含む。)	三割
	二 節布	一割五分
	三 その他	二割
九〇七	人造纖維織物	二割
	一 合成纖維及び酢酸纖維素纖維の織物並びにこれらの繊維の交織物(レース地及び網地を含む。)	二割五分
	二 その他	一割五分
九〇八	交織物(別号に掲げるものを除く。)	一割五分
九〇九	メリヤス地その他のこれに類する編物(起毛したものを含む。)	一割五分
	一 絹製のものと及び絹を交えたもの	二割
九一〇	二 その他	一割五分
	レース地及び網地(別号に掲げるものを除く。)	一割五分
	一 カーテン地及び蚊帳地	一割五分
	甲 綿製のもの	一割五分
	乙 その他	二割
	二 魚網地及び狐網地	五分
	三 その他	二割
九一一	フェルト地	二割
九一二	一 毛製又は毛絹製のもの	一割五分
九一三	二 その他	一割
九一四	いしゅう布地	三割
九一五	ブックバインダークロース	一割五分
九一六	トレーシングクロース	一割五分
九一七	アーチストカンパス	一割五分
九一八	ウインドーホランド	一割五分
九一九	エンパイアクロース	一割五分
九二〇	床用油布及びリノリウム	一割五分
九二一	ルーフィングカンパス	一割五分
九二二	タードカンパス	一割五分
	研ま布(金剛砂等の研ま材料を附着させたものに限る。)	一割五分
	防水布(ゴムを用いたものに限る。)	一割五分
	一 絹製のものと及び絹を交えたもの	二割
	二 その他	一割五分
九二三	ゴム糸類を用いた布及びひも	二割
	一 絹を交えたもの	一割五分
	二 その他	一割五分
九二四	インシュレーティングテープ(織物類を用いたものに限る。)	一割五分
九二五	タイプライターリボン	一割五分
九二六	ハンカチ	一割五分
	一 綿製のもの	一割五分
	二 その他	二割
九二七	タオル	二割
九二八	ブランケット	二割
九二九	ひざ掛	二割
九三〇	じゅうたん(じゅうたん地を含む。)	二割
九三一	テーブルクロス	三割
	一 亜麻製、綿亜麻製又は絹製のもの、絹を交えたもの、金	三割
	属糸を用いたものと及びいしゅうしたものと	三割

一〇一七	衣類、衣類の附属品及びその部分品(別号に掲げるものを除く。)	一割五分
二	一 毛皮製若しくは毛皮付のもの又は貴金属、貴金属をめつきた金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象げ若しくはべつ甲を用いたもの	五割
二	二 その他	三割
甲	いしゆ、したのもの	二割五分
乙	その他	二割五分
一〇一	第十一類 紙、紙製品、書籍及び書画印刷用紙	一割五分
一	一 アートペーパー	一割五分
二	二 その他(一平方メートルの重量が三十グラムをこえ、三百グラムをこえないものに限る。)	一割五分
甲	甲 一平方メートルの重量が五十八グラムをこえないもの(碎木パルプを含むもので巻取のものに限る。)	一割
乙	乙 その他	一割
一〇二	筆記用紙	一割
一〇三	図画用紙	一割
一〇四	吸取紙	一割
一〇五	ろ紙	一割
一〇六	包装用紙及びマッチ用紙(一平方メートルの重量が三十グラムをこえ、三百グラムをこえないものに限る。)	一割
一〇七	たばこ用紙	一割
一〇八	壁紙	一割
一〇九	板紙(一平方メートルの重量が三百グラムをこえるものに限る。)	一割
一一〇	唐紙	一割五分
一一一	チツシニペーパー(一平方メートルの重量が三十グラムをこえるもの及び別号に掲げるものを除く。)	一割五分
一一二	模造羊皮紙、パラフィンペーパー及びワックスペーパー	一割五分
二	一 金属の箔若しくは粉を用いたもの、押形を付けたもの又ははなつ染したもの	二割
二	二 その他	二割
一一三	トレーシングペーパー	一割
一一四	リソトランスファーパー	一割
一一五	油紙	一割
一一六	窓ガラス用ガラスペーパー	一割五分
一一七	紙(別号に掲げるものを除く。)	一割五分

一一八	一 金属の箔又は粉を用いたもの	四割
甲	甲 貴金属を用いたもの	三割
乙	乙 その他	二割
二	二 その他	三割
一一九	ペーパーレース及びペーパーボーダー	一割五分
一二〇	白紙綴簿	一割五分
一二一	書式類	一割二分五厘
一二二	書状用紙(箱入のものに限る。)	一割二分五厘
一二三	封筒(書状用紙とともに箱入にしたものを含む。)	一割五分
一二四	アルバム	一割五分
一二五	一 革又は織物類で表装したもの	三割
二	二 その他	二割
一二六	試験紙	一割
一二七	写真用ペライタペーパー及び鶏卵紙	一割
一二八	印刷紙(感光性のものに限る。)	一割五分
一二九	カーボンペーパー	一割五分
一三〇	研ま紙(金剛砂等の研ま材料を附着させたものに限る。)	一割五分
一三一	ウオールボード	一割五分
一三二	レーベル	一割五分
一三三	ブレイディングカード	二割五分
一三四	写真	二割五分
一三五	書画	二割五分
一三六	一 印刷したもの	二割
二	二 その他	無税
一三七	一 印刷したもの	二割
二	二 その他	無税
一三八	カレンダー	二割
一三九	絵葉書	三割
一四〇	クリスマスカード類	三割
一四一	書籍、習字本、習画本、楽譜、新聞、雑誌その他の印刷物(別号に掲げるものを除く。)	無税
一四二	設計図	無税
一四三	地図、海図及び学術図	無税
一四四	紙幣、銀行券、利札、株券その他の有価証券	無税
一四五	紙製品(別号に掲げるものを除く。)	無税
一二〇一	第十二類 鉱物及びその製品	二割
一二〇二	シリカ、クォルツサンドその他の砂れき(別号に掲げるものを除く。)	無税
一二〇三	フリント	無税

一一〇三	パミスストーン(粉状のものを含む。)	無税
一一〇四	金剛砂、コランダムサンド、トリポリその他のこれらに類する研ぎ用鉱物材料	無税
一一〇五	カーボランダム、アランダムその他のこれらに類する研ぎ用人造鉱物材料	一割
一一〇六	メタルポリッシュ(別号に掲げるものを除く。)	一割
一一〇七	砥石	無税
	一 天然のもの(わく又は柄等を付けたものを除く。)	一割
	二 その他	無税
一一〇八	スレート及びその製品(別号に掲げるものを除く。)	無税
	一 加工してないもの	一割
	二 その他	無税
一一〇九	リソグラファイトクストーン	無税
	一 加工してないもの	五分
	二 その他	無税
一一一〇	ボルト、カーボナードその他の黒色ダイヤモンド	無税
一一一一	貴石	五分
	一 機械用又は工業用に使用するために形作つたもの	一割
	二 その他	無税
一一一二	午貴石及びその製品(別号に掲げるものを除く。)	無税
	一 切つてないもの又はみがいてないもの	一割
	二 その他	無税
一一一三	石及びその製品(別号に掲げるものを除く。)	五分
	一 加工してないもの又は単に割つたもの	二割
	二 その他	無税
一一一四	琥珀及びその製品(別号に掲げるものを除く。)	五分
	一 加工してないもの	二割
	二 その他	一割
一一一五	甲 機械用又は工業用に使用するために形作つたもの	五分
	乙 その他	二割
一一一六	石綿及びその製品(別号に掲げるものを除く。)	無税

一一一七	一 塊及び粉並びに繊維状のもの	無税
	二 その他	一割五分
一一一八	雲母及びその製品(別号に掲げるものを除く。)	無税
一一一九	一 塊及び粉	無税
一一二〇	二 板(着色又は装飾してないものに限る。)	無税
一一二一	三 その他	五分
一一二二	滑石及びソーバストーン(粉状のものを含む。)	無税
一一二三	燐鉱石	無税
一一二四	カイナイト、キーゼライト、カーナライトその他のこれらに類する塩類	無税
一一二五	石膏	無税
一一二六	一 焼いてないもの	無税
一一二七	二 その他	一割
一一二八	石膏製品	二割
一一二九	クリオライト	無税
一一三〇	粘土	無税
一一三一	黒鉛	無税
一一三二	黒鉛製品(別号に掲げるものを除く。)	無税
一一三三	石炭(亜炭及びでい炭を含む。)	一割
一一三四	コークス(石油コークス、タールピッチコークスその他のこれらに類するコークスを含む。)	五分
一一三五	れん炭	一割
一一三六	ポートランドセメント、ローマンセメント、プヅラナセメントその他のこれらに類する水硬セメント(セメントクリンカーを含む。)	一割
一一三七	セメント製品	一割
一一三八	ドロマイト及びマグネサイト(焼いたものを含む。)	無税
一一三九	鉱物及びその製品(別号に掲げるものを除く。)	無税
一一四〇	一 加工してないもの、単に粉砕したもの又は単に焼いたもの	無税
一一四一	二 その他	二割
一一四二	第十三類 陶磁器、ガラス及びガラス製品	一割
一一四三	れんが(セメント製のものを除く。)	一割
一一四四	かわら(粘土製のものを)	一割
一一四五	アランダムタイルその他のこれに類するタイル	一割
一一四六	耐火性粘土製品(別号に掲げるものを除く。)	一割
一一四七	陶磁器(別号に掲げるものを除く。)	一割
一一四八	一 貴金属製の金具又は貴金属をめつきした金属の金具を用	一割

二 その他	一割五分
甲 電気用のもの	一割五分
乙 その他	二割
陶磁器の破片	無税
ガラス塊	一割
ガラス粉及び粒（フリットを含み、別号に掲げるものを除く。）	一割
ガラス棒及びガラス管	一割
板ガラス（別号に掲げるものを除く。）	一割
一 無色平面のもの（厚さが四ミリメートルをこえるものを除く。）	一割
二 その他	二割五分
甲 みがきガラス	二割五分
乙 安全ガラス（板ガラスをはりあわせたものに限る。）	一割五分
丙 その他	一割五分
金属の線又は網を入れた板ガラス	一割五分
舷窓用ガラス（わく付のものを除く。）	一割五分
スカイライトガラス	一割五分
眼鏡用ガラス（鑲たもの又は切つたものに限る。）	二割
光学用のレンズ及びプリズム（わく又は柄を付けたものを除く。）	無税
デツキガラス及びオブゼクトグラス（顕微鏡用のものに限る。）	二割
写真用乾板（現象したものを含む。）	二割
眼鏡	五割
一 貴金属、貴金属をめつきした金属、象げ又はべつ甲を用いたもの	二割
二 その他	五割
ガラス鏡	二割
一 貴金属又は貴金属をめつきした金属を用いたもの	二割
二 その他	二割
ガラス珠玉及びガラス玉（模造貴石、模造金属、模造真珠、模造さんご等のガラス珠玉を含む。）	二割
ガラスファイバー、ガラスウール及びこれらの製品	二割五分
くずガラス	無税
ガラス製品（別号に掲げるものを除く。）	五割
一 貴金属又は貴金属をめつきした金属を用いたもの	一割五分
二 その他	一割五分
甲 電気用のもの又は石英ガラス製のもの	一割五分

第十四類 金属鉱及び金属	二割
この類の第一四二三号以外の各号に掲げる金属で、当該各号において形状の区分がされていないもの（水銀を除く。）は、塊、片、粒、粉、棒、板、帯、線、管及び箔状のもの並びに改造用のみに適するくず及び古のものに限り、当該各号に掲げる金属に分類するものとする。	
金	無税
白金、イリジウム、オスミウム、パラジウム、ロジウム、インジウム及びルセニウム	無税
銀	無税
鉄鋼（別号に掲げる特殊鋼を除く。）	無税
一 塊及び片	一割
甲 銑鉄	一割
乙 フェロマンガンの他の合金鉄	一割二分五厘
丙 鋼塊及び鋼片（シートバーを含む。）	一割二分五厘
丁 その他	一割二分五厘
二 棒（断面が丁形、アングル形等の形状を有するものを含む。）	一割五分
三 軌條（継目板を含む。）	一割五分
四 線材（巻いたものに限る。）	一割五分
五 板	一割五分
六 線（リードワイヤ、パラゴンワイヤを含む。）	一割五分
七 帯	一割五分
八 線索、燃線及び有刺鉄線	一割五分
九 管（別号に掲げるものを除く。）	一割五分
十 くず及び古のもの（改造用のみに適するものに限る。）	無税
特殊鋼	
一 塊、片、棒、線材、板、線及び管（ニッケル、クロム、タングステン、モリブデン、コバルト若しくはワナジウムの含有量が全重量の百分の〇・五以上のもの又は珪素若しくはマンガンの含有量が全重量の百分の一以上のものに限る。）	一割五分
二 塊、片及び棒（炭素の含有量が全重量の百分の〇・七以上で燐及び硫黄の含有量がそれぞれ全重量の百分の〇・〇三以下のものに限るものとし、別項に掲げるものを除く。）	一割五分

一四〇七	鋼管	一 外径が百六十七ミリメートルをこえ、長さが五メートルをこえるケーシング及びそのジョイント	無税
		二 外径が百十ミリメートルをこえ、長さが五メートルをこえるアップセットドリルパイプ及びそのジョイント	無税
		アルミニウム及びその合金（別号に掲げるものを除く。）	
一四〇八		一 塊、片及び粒	一割
		二 棒、板、線、管及び箔	二割
		三 くず及び古のもの（改造用のみに適するものに限る。）	五分
一四〇九		マグネシウム及びその合金	五分
一四一〇	銅	一 塊及び片	一割
		二 棒、板、線、撚線及び管	二割
		三 くず及び古のもの（改造用のみに適するものに限る。）	五分
一四一一	鉛	一 塊及び片	五分
		二 板、線、ひも、帯及び管	一割五分
		三 茶鉛	無税
		四 くず及び古のもの（改造用のみに適するものに限る。）	無税
一四一二	錫	一 塊及び片	五分
		二 板、線、管及び箔	一割五分
		三 くず及び古のもの（改造用のみに適するものに限る。）	無税
一四一三	亜鉛	一 塊、片及び粒	一割
		二 板、線及び管	二割
		三 くず及び古のもの（改造用のみに適するものに限る。）	一割
一四一四	ニッケル	一 塊及び片	無税
一四一五	水銀	一 塊及び片	一割
一四一六	銻鉛	一 塊及び片	無税
一四一七	アンチモニー及び硫化アンチモニー	一 塊及び片	無税
一四一八	コバルト	一 塊及び片	無税
一四一九	真ちゅう及び青銅	一 塊及び片	無税
一四二〇	鐵	一 棒、板、線、管及び箔	二割
		三 くず及び古のもの（改造用のみに適するものに限る。）	五分
一四二一	パビットメタルその他のアンチフリクションメタル	一 塊及び片	一割

一五二二	網線電線	二割
一五二三	魚用鉛	一割五分
一五四	いかり(鉄鋼製のものに限る。)	一割五分
一五五	くさり(別号に掲げるものを除く。)	五割
	一 貴金属を用いたもの又は貴金属をめつきたもの	
	二 その他	
	甲 鉄鋼製のもの(自転車用チェーンを含む。)	一割五分
	乙 その他	二割
一五六	機械用チェーンベルチング	一割五分
一五七	懐中時計用くさり、眼鏡用くさりその他身辺裝飾用のくさり	五割
	一 金製若しくは白金製のもの又は金めつきたもの	二割
	二 その他	
一五八	コック及びバルブ類(貴金属を用いたもの又は貴金属をめつきたものを除く。)	二割
	一 卑金属をめつきたもの	二割
	二 その他	
	甲 鉄鋼製のもの	一割五分
	乙 その他	二割
一五九	ちようつがい、帽子掛及び戸、窓、家具等に用いる金具	五割
	一 貴金属を用いたもの又は貴金属をめつきたもの	二割
	二 卑金属をめつきたもの	二割
	三 その他	
	甲 鉄鋼製のもの	一割五分
	乙 その他	二割
一五二〇	錠及び鍵	五割
	一 貴金属を用いたもの又は貴金属をめつきたもの	二割
	二 卑金属をめつきたもの	二割
	三 その他	
	甲 鉄鋼製のもの	一割五分
	乙 その他	二割
一五二一	白金製のるつぼ及び皿	無税
一五二二	機械用の双物(金属、木材その他の硬質物切削用のものに限る。)、工匠具、農具及びこれらの部分品(別号に掲げるものを除く。)	二割
	一 ドリル、ビット、リーマー及びスクリーナタップ(柄又はわくを付けたものを除く。)	二割
	二 機械用鋸(BWG二十二番より厚いハックソーブレードで機械用以外の用途に使用するものを含み、これより薄	

一五二三	いハックソーブレードを除く。)、ミリングカッター及びギアカッター	二割
一五四	スクリーニージャッキ	一割五分
	三 その他	
	一 貴金属、貴金属をめつきた金属、貴石、半貴石、真珠、真珠貝、さんご、象げ又はべつ甲を用いたもの	五割
	二 その他	
	甲 かみそり及びかみそりの双(双の付いてない安全かみそりを含む。)	二割
	乙 その他	二割
一五二五	テーパーフォーク及びスプーン	五割
	一 貴金属を用いたもの又は貴金属をめつきたもの	二割
	二 その他	
一五二六	コルクスクリーニ	一割五分
一五二七	堀口用キャブシユール	一割五分
一五二八	クラウンボットルキャップ	一割五分
一五二九	カートリッジケース	二割
一五三〇	縫針、編針、留針類身辺裝飾用のものを除く。)	五分
	一 メリヤス機用針	一割
	二 その他	一割五分
一五三一	呼鈴及び車用警鈴	一割五分
一五三二	自転車用ポンプ	一割五分
一五三三	消火器	一割五分
一五三四	肉ひき器	一割五分
一五三五	コーヒー粉砕器	一割五分
一五三六	アイスクリームフリーザー	一割五分
一五三七	ストーブ及びその部分品(別号に掲げるものを除く。)	一割五分
一五三八	電気ストーブ、電気アイロンその他のこれらに類する電熱を利用する器具(工用用のものを除く。)	二割
一五三九	ラジエーター(機械用のものを除く。)	一割五分
一五四〇	寝台及びその部分品	一割五分
一五四一	金庫(手さげ金庫類を含む。)	一割五分
一五四二	カンバリングマシン、デーチングマシン、チェックパーフォレーター、ペンツルシャープナーその他これらに類するもの及びこれらのものの部分品	一割五分
一五四三	貨幣金銀貨幣以外の貨幣で本邦通貨でないものは、分類上改	

一五四四	造用のみに適する金属のくずとみなす。)	無税
一五四五	貴金属製品及び貴金属を用い、又は貴金属をめつきた金属製品(別号に掲げるものを除く。)	五割
一五四六	銅製品、真ちゅう製品及び青銅製品(別号に掲げるものを除く。)	二割
一五四七	アルミニウム製品(別号に掲げるものを除く。)	二割
一五四八	鉄鋼製品(別号に掲げるものを除く。)	二割
一五四九	金属製品(別号に掲げるものを除く。)	二割
一六〇一	第十六類 時計、學術用機器、銃砲、車両、航空機、船舶及び機械類	
一六〇二	懷中時計及び腕時計(ストップウォッチ等の秒時計を含む。)	五割
一六〇三	一 金側又は白金側のもの	三割
一六〇四	二 その他	五割
一六〇五	一 金製又は白金製のもの	三割
一六〇六	二 銀製のもの又は金めつきたもの	三割
一六〇七	三 その他	五割
一六〇八	甲 ムーブメント(文字板及び指針を付けたものを含む。)	三割
一六〇九	乙 ばね及びひげばね	一割
一六一〇	丙 その他	二割五分
一六一一	置時計及び掛時計	三割
一六一二	電気時計(親時計及び子時計を含む。)	二割五分
一六一三	ウォッチマンクロックその他の時刻を記録する時計	二割
	置時計、掛時計、電気時計、タワークロック及びウォッチマンクロックその他の時刻を記録する時計の部分品	二割
	クロノメーター及びその部分品(懷中用のものを除く。)	二割
	針盤及びその部分品	一割五分
	双眼鏡及び隻眼鏡	
	一 貴金属、貴金属をめつきた金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象げ、べつ甲又は貝がらを用いたもの	五割
	二 その他	二割
	望遠鏡	一割五分
	顕微鏡及びその部分品	二割
	直尺、曲尺、卷尺、分度器、ワイヤゲージ、スクリューピッチゲージ、シツクネスゲージ、マイクロメーター、キャリパー、デバイダー、レベルその他これらに類するもの	一割五分
	はかり(錘の無いものを含む。)	一割五分

一六二四	はかりの部分品(鏝を含む。)	一割五分
一六二五	ガスメートル	一割五分
一六二六	水量計	一割五分
一六二七	温度計	一割五分
	一 体温計(ケース付のものを含む。)	一割五分
	二 その他	一割五分
一六二八	晴雨計	一割五分
一六二九	アンペアメートル、ボルトメートル及びボルトアンペアメートル	一割五分
一六三〇	ワットメートル(ワットアワーメートルを含む。)	一割五分
一六三一	圧力計(真空計を含む。)	一割五分
一六三二	タコメートル、シフアスログ、スチームエンジンシケータ、アナモメートル、ダイナモメートル、サイクロメートル、ベドメートルその他これらに類するもの	一割五分
一六三三	電池	一割五分
一六三四	電池の部分品(電気用カーボンを除く。)	一割五分
一六三五	医療用機器、整形外科用機器及びこれらの部分品(別号に掲げるものを除く。)	一割五分
一六三六	製図器、測量器及びこれらの部分品(別号に掲げるものを除く。)	一割五分
	一 製図器及びその部分品	二割
	二 その他	一割五分
一六三七	金銭登録機、計算機その他これらに類するもの及びこれらのものの部分品	二割
	一 金銭登録機及び手動式計算機	一割五分
	二 その他	一割五分
一六三八	タイプライター及びその部分品	二割
一六三九	理化学用機器及びその部分品(別号に掲げるものを除く。)	二割
一六四〇	映写機、写真引伸機、幻燈機及びこれらの部分品	二割
一六三一	写真機	三割
	一 映画用のもの	一割五分
	二 顕微鏡用のもの及び航空機用のもの	四割
	三 その他	二割
一六三二	写真機の部分品	二割
	一 レンズ	二割
	二 暗箱	一割五分
	甲 映画用のもの	二割
	乙 顕微鏡用のもの及び航空機用のもの	三割
	丙 その他	一割五分

一六三三	三 製版用スクリーン	二割	一六五〇	ボイラーの部分品及び附屬品(別号に掲げるものを除く。)	一割五分
一六三四	四 その他	三割	一六五一	メカニカルストーリーカー	一割五分
一六三五	蓄音機(ラジオ受信装置を有するものを含む。)	四割	一六五二	フューエルエコノマイザー	一割五分
一六三六	蓄音機(ラジオ受信装置を有するものを含む。)	三割	一六五三	フイードウオーターヒーター	一割五分
一六三七	風扇(ラジオ受信装置用のものを除く。)	二割	一六五四	インゼクター及びエゼクター	一割五分
	楽器	一割五分	一六五五	蒸気機関車(鉄道機関車以外のものに限る。)	一割五分
	楽器の部分品及び附屬品	一割五分	一六五六	チームエンジン	一割五分
	電信機、電話機及びこれらの部分品(別号に掲げるものを除く。)	一割五分	一六五七	蒸気タービン及びその部分品	一割五分
	一 有線電信機及び有線電話機	二割	一六五八	蒸気機関(別号に掲げるものを除く。)	三割
	二 無線電信機及び無線電話機(ラジオ受信機及びテレビジョン受信機を含む。)	一割五分		一 自動車用又は自転車用のもの	一割五分
	三 その他	一割五分		二 その他	一割五分
	甲 真空管	一割五分	一六五九	ウオータータービン及びベルトン水車	一割五分
	乙 その他	一割五分	一六六〇	発電機、電動機、回転変流機、周波数変換機、回転変相機及び電機子	一割五分
一六三八	銃砲及びその部分品	一割五分	一六六一	変圧機	一割五分
	一 小銃	一割五分	一六六二	原動力機と発電機とを結合したもの	一割五分
	二 その他	一割五分		一 蒸気タービンと結合したもの	一割五分
一六三九	鉄道機関車及び鉄道機関車用炭水車	一割五分	一六六三	二 その他	一割五分
一六四〇	鉄道車両(別号に掲げるものを除く。)	一割五分	一六六四	原動力機(別号に掲げるものを除く。)	一割五分
一六四一	鉄道機関車、鉄道機関車用炭水車及びその他の鉄道車両の部分品(別号に掲げるものを除く。)	一割五分	一六六五	ブロック及びチェーンブロック	一割五分
一六四二	自動車(自動三輪車及び原動力機の付いたシッシを含む。)	四割	一六六六	クレーン	一割五分
	一 乗用車	一割五分	一六六七	キャブスタレ、ウインチ、ウインドラスその他これらに類するもの(別号に掲げるものを除く。)	一割五分
	二 その他(バス、トラック、けん引車、救急車、消防車、散水車、道路掃除車及び液体運搬車を含む、無限軌道式のものを除く。)	一割五分	一六六八	ロードローラー	一割五分
一六四三	自動車の部分品(自動車用トレーラーを含む、原動力機を除く。)	三割	一六六九	コンクリートミキサー	一割五分
	一 シッシ	一割五分	一六七〇	いゆんせつ機	一割五分
	二 その他	一割五分	一六七一	パワーハンマー	一割五分
一六四四	自転車(サイドカー付のものを含む。)	三割	一六七二	気体圧縮機	一割五分
	一 機関付のもの	一割五分	一六七三	ミシン(ミシンの頭部を含む。)	一割五分
	二 その他	一割五分	一六七四	ミシンの部分品及び附屬品(針を除く。)	一割五分
一六四五	自転車の部分品(原動力機及びチェーンを除く。)	一割五分	一六七五	潜水器及びその部分品	一割五分
一六四六	車両及びその部分品(別号に掲げるものを除く。)	一割五分	一六七六	ポンプ(別号に掲げるものを除く。)	一割五分
一六四七	航空機及びその部分品(原動力機を除く。)	一割五分	一六七七	送風機(扇風機を含む。)	一割五分
一六四八	船舶	一割五分	一六七八	水圧機	一割五分
一六四九	ボイラー	一割五分	一六七九	ニューマチックツール及びニューマチックマシン(別号に掲げるものを除く。)	一割五分
				金属工機械及び木工機械(ローリングマシン、ドロ잉マシン、	

一六八〇	シン、ネールメーキングマシン、モールジグマシン、フランジグマシン、ベンジグマシン、リベッチングマシン等を含む。並びに金属及び木以外の硬質物加工用の切削機械（ニューマチックのもの及び別号に掲げるものを除く。）	一割五分
一六八一	紡績機械、紡績準備機械、紡績糸整理機械及び捻糸製造機械（ジンニングマシン、スミアリングマシン、バンドリングマシン等を含む。）	一割五分
一六八二	織機、織布準備機械及び織布整理機械	一割五分
一六八三	メリヤス機械	一割五分
一六八四	糸布染色機械（なつ、染機械を含む。）、糸布漂白機械及びマーセラ	一割五分
一六八五	イジグマシン	一割五分
一六八六	製紙機械及び製紙準備機械	一割五分
一六八七	印刷機械	一割五分
一六八八	機械（別号に掲げるものを除く。）	一割五分
一六八八	軸受及びその部分品	二割五分
一六八八	機械の部分品（別号に掲げるものを除く。）	一割五分
一六八八	一 鉄鋼製のホイール（歯車を含む。）	一割五分
一六八八	二 ロール及びローラー	一割五分
一六八八	三 紡績機械及び織機の部分品（針布を含む。）	一割五分
一六八八	四 製紙用の金網及びフェルト（エンドレスのものに限る。）	一割五分
一六八八	五 その他	一割五分
一七〇一	第十七類 雑品	無税
一七〇二	この類において「絹」とは、天然絹をいう。	無税
一七〇三	ユブラ	無税
一七〇四	ふのり、石花菜及びアイリッシュモス	無税
一七〇五	カツサバルト	一割
一七〇六	こんにやく芋（切干のもの及び粉状のものを含む。）	一割五分
一七〇七	麦わら、わら、バナマストロー、やしの葉、いぐさ、草、蔓その他これらに類するもの	五分
一七〇八	一 割つてないもの	無税
一七〇九	二 その他	一割
一七一〇	竹	一割
一七一一	ホルク及びその製品	無税
一七一二	一 樹皮のままのもの	無税
一七一三	二 板にしたもの	五分
一七一四	三 くず及び古のもの	無税
一七一五	四 その他	一割

一七〇九	木材	無税
一七一〇	一 単に切り、ひき、又は割つたもの	無税
一七一〇	甲 パイン、ファー、シダーその他の針葉樹	無税
一七一〇	イ シダー（長さが二十センチメートル、幅が七センチメートル、厚さが七ミリメートルをそれぞれこえないものに限る。）	無税
一七一〇	ロ その他	五分
一七一〇	ロの一 ホワイトシダー、イエローシダーその他のひのき属のもの、レッドシダーその他のねずこ属のもの及びヘムロックその他のつが属のもの（厚さが二百ミリメートルをこえないものに限る。）	五分
一七一〇	ロの二 その他	無税
一七一〇	乙 その他	無税
一七一〇	イ かりん、つげ、たがやさん、紅木、紫檀及び黒檀（しま黒檀を除く。）	二割
一七一〇	ロ チーク	無税
一七一〇	ハ 桐	五分
一七一〇	ニ その他	無税
一七一〇	二 その他	無税
一七一〇	甲 かりん、つげ、たがやさん、紅木、紫檀及び黒檀（しま黒檀を除く。）	三割
一七一〇	乙 マツチの軸木	無税
一七一〇	丙 その他	一割五分
一七一〇	包装用の箱、たる等に仕組んだ板	五分
一七一〇	フィルターマス（植物質のものに限る。）	無税
一七一一	薪材	無税
一七一二	木炭	無税
一七二三	一 燃料用のもの	無税
一七二四	二 その他	一割
一七二五	骨炭	無税
一七二六	骨灰	無税
一七二七	電球用フィラメント	一割
一七二七	電氣用カーボン（別号に掲げるものを除く。）	一割
一七二七	一 粉状又は粒状のもの	一割
一七二七	二 その他	一割五分
一七二七	甲 一個の重量が三百グラムをこえないもの	一割
一七二七	乙 その他	一割

一七二八	白金、ワナジウム、鉄又はこの化合物を含む触媒	無税
一七二九	製帽用さなだ	一割
一七三〇	むしろ(植物性材料で作つたものに限るものとし、織物類に用いる織維で作つたものを除く。)	無税
	一 包装用のもの	無税
	二 その他	一割
一七二二	麦わら、わら、バナマストロー、やしの葉、いぐさ、葦、竹、籐、蓆その他これらに類するものの製品(別号に掲げるものを除く。)	無税
	一 あんべら袋	無税
	二 その他	二割
一七三二	かさの柄、つえ、むち及びこれらのにぎり	二割
	一 貴金属、貴金属をめつきた金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象げ又はべつ甲を用いたもの	五割
	二 その他	二割
一七三三	かさ	二割
	一 絹製又は絹入のもの	三割
	二 その他	二割
一七二四	木製品(別号に掲げるものを除く。)	二割
	一 貴金属、貴金属をめつきた金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象げ又はべつ甲を用いたもの	五割
	二 その他	二割
	甲 かりん、つげ、たがやさん、紅木、紫檀及び黒檀の製品	四割
	乙 その他	二割
一七二五	タードフェルト、タードペーパーその他これらに類するもの(屋根、船底等に用いるものでタール、アスファルト、樹脂等を施したものに限る。)	一割
一七二六	ポイラーフェルト	一割
一七二七	ゴム製品(ガタバーチャ製品を含み、別号に掲げるものを除く。)	一割
	一 インディアラバー液、インディアラバーペーストその他のバルカニゼーションを施さないインディアラバー	五分
	二 デンタルラバー	無税
	三 その他	一割五分
一七二八	くす又は古のゴム(ガタバーチャを含み、改造用のみに適するものに限る。)	無税
一七二九	バルカナイズドファイバー(棒、板及び管等のものを含む。)	二割
一七三〇	セルロイド及びその製品(別号に掲げるものを除く。)	二割
一七三一	くす又は古のセルロイド(改造用のみに適するものに限る。)	二割
一七三二	ガラス及びその製品(別号に掲げるものを除く。)	一割五分
一七三三	合成樹脂及びその製品(くすを含み、別号に掲げるものを除く。)	三割
一七三四	ブラッシ及びほうき	三割
	一 貴金属、貴金属をめつきた金属、象げ又はべつ甲を用いたもの	五割
	二 その他	二割
一七三五	ランプその他の照明具及びその部分品(別号に掲げるものを除く。)	二割
	一 安全燈、船燈、白熱電球、ソケット、シェードホルダー及びガスマントル	一割五分
	二 医療用ランプ	一割
	三 その他	二割
一七三六	写真用フィルム(現象したものを含む。)	一割
	一 レントゲン線用のもの	三割
	二 その他	一割五分
一七三七	ゼラチンペーパー	四割
一七三八	造花(模造の葉、果実等を含む。)	四割
一七三九	化粧箱	四割
一七四〇	万年筆(ボールペンを含む。)	五割
	一 軸又はキャップに貴金属、貴金属をめつきた金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、象げ又はべつ甲を用いたもの	五割
	二 その他	二割五分
	甲 万年筆及び繰出鉛筆	二割
	乙 鉛筆及び鉛筆の芯	二割
	丙 その他	二割
	イ ペン先	二割
	イの一 金製のもの	一割五分
	イの二 その他	二割
一七四一	野球用具、庭球用具、卓球用具、ビリヤード用具、チェス用具その他の運動用具及び遊戯用具並びにこれらの部分品及び附屬品(フレイミングカードを除く。)	二割
	一 野球用具、庭球用具その他の戶外運動用具並びにその部分品及び附屬品	二割
	二 その他	三割

一七四二	玩具	四割
一七四三	ひな形	無税
一七四四	銅料	無税
一七四五	鐵料	無税
一七四六	米ぬか	無税
一七四七	油かす、食用に適しない乾魚、骨粉、血粉、グアノ、過燐酸石	無税
一七四八	灰、石灰窒素その他の肥料(別号に掲げるものを除く。)	無税
一七四九	変性糖みつ	五分
一七五〇	別号に掲げない物品	五分
一七五一	一 未製品	五分
一七五二	二 その他	五分
一七五三	甲 貴金屬、貴金屬をめつきた金屬、貴石、半貴石、真珠、さんご、象牙又はべつ甲を用いたもの	五割
一七五四	乙 その他	二割

附則

- この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。
- 左に掲げる法律は、廃止する。
釐製品等の輸入税に関する法律(大正十三年法律第二十四号)
輸入税の従量税率に関する法律(昭和七年法律第四号)
食糧の輸入税を免除する法律(昭和二十二年法律第八十八号)
- 改正前の關稅定率法第九條第二項の規定は、この法律施行前に同項の規定により輸入税の全部又は一部の免除を受けた物品については、この法律施行後も、一年間、なおその効力を有する。
- 關稅定率法 別表輸入税表番号第七百五号合成染料の項中第六項建築染料乙 その他の税率は、当分の間、同表の税率にかかわらず、一割五分とする。
- 鉄の輸入税免除に関する法律(昭和十六年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。
第一項中「第四百六十二号ニ掲グル鉄別号ニ掲グル特殊鋼ヲ除ク」を「第四百五十五号ニ掲グル鉄鋼(別号に掲げる特殊鋼を除く。)」に改める。
- 貴金屬管理法(昭和二十五年法律第二百十八号)の一部を次のように改正する。
別表を次のように改める。

別表

番 号	品 名	免 税 され る 物 品
五〇一	植物性揮発油	バイン油
二	その他	
乙	その他	

別表

六九五	薬材、化学薬、医薬及びその調合品(別号に掲げるものを除く。)	青化石灰及び浮遊選鉱剤
一四〇六	特殊鋼	ドリルスチール
一六六六	キャブスタン、ウインチ、ウインドラスその他これらに類するもの(別号に掲げるものを除く。)	スラッシュャーホイスト
一六七八	ニューマチックツール及びニューマチックマシン(別号に掲げるものを除く。)	ドリフター
一六八六	機械(別号に掲げるものを除く。)	試験機、物理探鉱機、エヤー ストウイングマシン、選鉱 用機械及び青化製錬用機械

7 つむぎ等の輸入税を免除する法律(昭和二十五年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。
別表を次のように改める。

別表

番 号	品 名	免 税 され る 物 品
九〇二	亜麻、ちよ麻、ラミール、大麻又は黄麻の織物及びこれらの繊維の交織物並びにこれらの繊維と綿との交織物 二 平織布、紋織布及び縹織布 丙 その他	上布(織幅が三十二センチメートルをこえ四十センチメートルをこえない平織のものかすり又はしま柄のものに限る。)
九〇六	絹織物及び絹を交えた織物(別号に掲げるものを除く。) 三 その他	つむぎ(織幅が三十二センチメートルをこえ四十センチメートルをこえない天然絹製のもので、且つ、かすり染の糸を使用した平織のものに限る。)

○平田政府委員 ただいま議題となりました関税定率法の一部を改正する法律案につきまして、提出の理由を御説明申し上げます。

今回、この法律を改正しようといはします目的は、国内的には、戦後の経済事情に対処して、関税率を合理化するとともに、国際的には、わが国が関税及び貿易に関する一般協定、すなわちGATT、及び国際貿易機関すなわちITOなどの国際協定に、いつでも参加できる態勢を整えておくためであります。

改正の要点は、次の四点であります。まず第一の点は、戦後わが国の通貨の価値が著しく下落したことに伴ひまして、従量税率はほとんどその意味を失つた反面、従価一〇〇%の高率な奢侈品関税が依然として存在しているなど、きわめて不合理な体系になつておりますので、これを是正いたしました。従価税率に統一することにいたしましたのであります。

第二の点は、GATT並びにITOに表明されております関税障壁引下げの国際的動向に即応し、内外の産業及び貿易事情を考慮して、従価税率を最高五割から最低五分までの間において、妥当と認められる税率といたしました。

第三の点は、わが国が天賦の資源に恵まれず、人口が過剰である点を考慮して、重要産業の維持育成による雇用の増加をはかるとともに、輸出入加工、貿易を保護振興するため、輸入原材料は無税または低率の課税とすることにいたしました。

第四の点は、わが国の農業の特殊性

を考慮いたしました。これを保護するため、輸入主要食糧に対して適当な関税率を設けましたが、一面国民生活安定の絶対的要請を考慮して、海外の市価が高騰する場合は、国内における凶作等の場合と同様に、関税を減免することができるといたしました。

その他、課税価格の決定につきまして詳細な規定を設け、内外の輸入業者などに関税額算定の基準を明らかならしめ、また不当廉売品の関税につきましても、国際慣行に合致するように、規定の改正をいたそうとするものであります。

以上が本法律案を提出いたしました理由であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

○夏堀委員長 これより質疑に入りま

す。水産委員長長富水格五郎君。

○富永水産委員長 ただいま関税定率法の一部を改正する法律案につきまして、政府の提案理由の説明を拜承したのであります。私も、この法案が政府内部におきまして取上げられておるといふことを承りました当初から、水産委員といたしましては、全面的に反対を表明いたして来た次第であります。委員会におきましても、政府当局に、それ／＼そうした提案になるであらうといふことの構想のもとにおける説明を承りまして、またわれ／＼の反対理由も述べて参つたのであります。この法律案の内容を検討いたしました場合、少なくとも水産関係の原油、重油は、おそらく無税、減税になるところの案が提案されるであらうと考えておつたのであります。遺憾ながらさうい

う結果にはなつておらないように拜見する次第であります。端的に申し上げても、この法案のおそらく骨子と考えられているだろうと思われるのは、国内の石油関係における業者を保護するためにいふふうには、実は承つておる次第であります。さうした面を取上げて簡単に考えてみましても、帝石が一割二分の配当をいたしておるのに、これを使ひしてもらつてゐる漁業会社が、非常に大きな犠牲をなめておる。たとえば株価などを見てもはつきりいたしておる現実を眺めました場合に、私も、私どもはおそらくさうした提案はあり得ないものと考えておりました。遺憾ながらこの法案を提出されることに相なりましたので、本案が大蔵委員会に提案されました以上は、水産委員といたしましては、本日ここに合同委員会を申し込みまして、質疑をいたしたいと考へた次第でございます。

最近における石油類の部門別な割当を見ましても、水産業が御承知の通り第一位でありまして、全量の約三〇%を占めておるのであります。今般の関税定率法の一部改正によりまして、炭化水素油の項目中、原油、重油及び粗油に、はつきり一割をかけるといふふうになつておるのでありますが、これによりまして、ただいま申し上げました率から見まして、水産業が非常に大きな困難に当面するわけでありま

す。たとへば綿綱について見ましても、二十三年に比較してみますと、大体五倍以上に高騰いたしておる次第であり、またその他の漁業資材を平均してみましても、約四倍に高騰いたしております。その反面におきまして、漁獲物の魚価という面を見ますと、これまたこれとほとんど逆比例的な低落をいたしております。関係から、先般ベリングトン水産課長が日本を去るに及びまして、大蔵委員長を御承知の通り、私も一堂に会しまして、数日間協議をいたしまして、司令部から日本政府に對し、日本の沿岸漁業は危機に瀕舞われているといふことを警告されたいと水産業は、今や崩壊の一步手前にあるといわなければならぬ状態にあるのでございます。この場合に、さらにその人件費に次ぐ重要な支出面をなすところの燃料油に、一割の関税をかけるというところは、さうした趣旨にまづたつて背反することにもなり、崩壊の一步手前にあると断ぜざるを得ないのであります。資源庁の本年度の計画を見ましても、輸入原油及び重油が約四百万トンであり、国内産油は四十万トンと承知いたしておるのであります。でありますから、その比率はまさに一割でございます。この一割をこそこの採油業者を保護するために、九割を占める輸入原油及び重油に関税をかけるというところは、私も、私どもはあくまでも、その理由は根拠きわめて薄弱であり、ことに国民生活に最も大きな影響を及ぼす水産業を、非常に大きく圧迫することになるといふ点を、政府当局にとくと御勘考をお願いしたいと思つてあります。沿岸漁業の危機を救わなければならぬといふ意味の勧告にいたしてもさうでありますが、さらにまたこの原油関係につきましても、関係方面からの勧告で、関税をかけないよう

にもなつており、また輸入重油にだけは五割だけ関税がかけられていたように考へておるのであります。それらを度外視いたしまして、今般政府が一割をかけようとするところは、まづたつて暴挙ではなからうかとわれ／＼は考へるのであります。さうしたいろいろの面等から加味勘案されまして、政府当局の答弁を承りたいと思ひます。

○平田政府委員 この重油と原油並びに石油類に対する関税の課税の問題でございまして、この問題につきましては、御指摘のように影響するところは非常に広汎であるといふので、政府におきましても、実は慎重審議を遂げたのでございまして、これは鉱山局長が明があるかと思ひますが、やはり日本の国内の原油を保護し、さらに増産をはかるということが、石油の重要性から考へましても、何と申しましてもきわめて重要なことではなからうかといふことを、一方においては考へたのでございまして、この見地だけから参りますと、実は一〇%程度の課税ではまだ低い、戦前におきましては大体重油、原油につきましては一五%ないし四〇%程度――物によつて若干違つておりますが、大体二割前後の保護関税を設けておつたのでございまして。現在定めておられますところの一キロリットルにつき何円という税率は、その当時におきましてはさうな効用を営んでいたのでございまして、御承知の通りインフレーションによりまして貨幣価値が下落いたしましたために、この税率が自然に下つて来て、現在はいさめて低い、わずか〇・三%程度の関税率になつておる。これはもと／＼最

をつかむということが大事なのであります。そのつかみ方——地質調査、あるいは探鉱の仕方というものの科学的、技術的な進歩は顯著に現われて参つたのであります。その結果といたしまして、昭和二十一年確定埋蔵量が百五十万キロくらいのところでありましたのが、ただいまのところ約五百万キロくらいのレベルに来ておるわけであります。そういう状況を一口に考えてみますと、日本の石油産業は、今までそう大したものではないというふうにいわれておつたのと違ひまして、私どもとしては資源的にも、また技術的にも、経済的にも考えまして、日本の石油産業は保護に値する産業であるというふうには考えられておるわけであります。終戦後保護に値する産業として十分に順調に成育して来ておる、これを今少しの期間保護するならば、十分に国際的な競争にたえて一本立ちできるところまで来るのだというところを確信いたしておるわけです。しからばここに、一本立ちできるまでのところをどの程度に考えておるかということをごさいます。私どももいたしまして、いろいろの要素を考えてみまして、年の生産規模を五十万キロのレベルに置くというのが一つの目標、しかしてその背景になりますものとして、確定埋蔵量は、その十五倍に相当する七百五十万キロのレベルを保護の目標として考えておるわけであります。その目標に比べて、現在は生産が三十二万キロ、確定埋蔵量が約五百万キロということをごさいます。終戦後の経過を考えてみました場合に、その保護の目標に到達するのはほど遠くないというふうには私どもも考えておるわけ

でございます。従ひまして、日本の石油産業を保護しますために関税保護を與えることによりまして、消費面に若干の影響を與えるということもあろうかと思ひますが、これが單に石油産業の問題としてでなしに、日本の経済全般の問題として考えまして、いましばらくの御猶予をお願いしますならば、日本の石油産業は健全に育つて行くというところになりますので、その利益は相当高いのじやないかというふうな考えをわけです。期間的に考えまして、あと二年、三年というはつきりした予測を申し上げかねますけれども、目標に達するのにはさう遠くないというところだけは言えるのじやないかと考えますので、いましばらくの猶予を與えてもらふことが全体の利益に——石油産業ばかりでなしに全体のじやないかと考えます。そこで全体のためというところをごさいます。私どもは石油産業につきましては、若干ほかの産業と異なつた要素というものが考慮の中に入れておきたいと必要があらうかと思ひます。と申しますのは、御承知のように、石油は軍需品としての色彩の非常に強い品物でございます。従つて日本が戦争のち外に立つというのを考えたといひましたとしても、国際的にあふりが来ることは當然に予想されるのであります。さういふ意味からいひまして、ただいままでのところ、石油は順調に入つておるわけでございますが、これが将来どうなることになるかわからぬ。そういうことのあることは望ましいことでもございまして、望ましいし、かき品物自身の性格から考えまして、そういう際における日本の自給度も当

然考えなければいけないのじやないか。あらゆる商品のうち最も軍需品的な色彩の強いものだといふ点を考えなければいかぬと思ひわけであります。戦争中も石油関係の方は消費制限を受けまして、産業界のみならず、国民一般に苦勞したのであります。日本の経済の規模から見ましてどう切り詰めても百万キロくらいのものは見ておかなければならぬといふことを考えました場合に、その際において、日本の国内における石油の生産量が少くとも五十万キロになる可能性を持つだけの力を與えておくということが、大きな強みをなすものではないかと思ひわけであります。

なお石油の特殊性といたしまして、石油の国際的な色彩と申しますか、ほかの品物と若干違ひまして、棉花とか羊毛とかいうものの国際的な取引の状況と、石油の国際的な取引の状況とは、資本的な特殊性等から見まして、若干の相違があるわけであります。これは日本に全然石油資源、石油の生産がない場合に、日本に受けられる原油を含めた石油製品は、他の国に比して割高なもの供給される危険がなしとしないといふことも、考慮の中に入れてしかるべき品物だと思ひわけであります。万一のさうなことを考へました場合に、石油の国内資源の保護のために、一時的に日本全体が失うところの犠牲に比べて、保護のないう場合の日本の経済全体の受けるマイナスといふものははるかに大きいものではなからうかといふことを実は私も感ずるわけでございます。さういふ石油の特殊性といふものも考慮に入れ、また先ほど申しました日本の石油資源が十分保護に値する産業であり、またこれが順調に成育しつつあるという事実を考え、さらにまた先ほど主税局長からお答えがございましたように、過去においてもある程度の、今度の一割よりも相当高い税をかけられておつたというふうな事情等も考えまして、関税の保護を實はお願いしたわけであります。

ただ関税の保護をお願いするにしても、すべてを関税にお願いするといふことを考えますときに、その消費面に及ぼします影響といふことも考えまして、関税だけで目的は達しない。さういふ不徹底だといふこともいえるかも知れませんが、消費面の影響を考へて、関税による保護と、それから財政支出による保護と、両建て適當に調節して行くという考えのもとに、今回御提案になりました原油一割という案が成立した参つたわけであります。この案が成立するについては、政府内でも相當慎重な意見も行われたのであります。多角的ないろいろの角度からの検討の結果といたしまして、政府としてはこの辺が最も妥當なところではなからうかといふようなことでもきまつた次第であります。従ひまして、石油産業だけの見地から見ました場合に、なおかつ不十分だといふ点もございまして、若干の不十分な点は他の方策に期待するといふような考え方を持つたのでございます。

○夏堀委員長 ちよつと委員及び政府委員に申し上げますが、質疑及び答弁も何分簡単にお願ひします。中村幸八君。

○中村(幸)委員 石油需給の關係につきまして御質問いたしたいと思ひます。

石油産業を保護育成すること、これは、国内資源の開発促進、また輸入が杜絶いたしました場合の対策といたしまして、あるいはまた平時における輸入原油の独占価格に対する調節というように、いろいろの面からいたしまして非常に大事なことであります。これにつきまして適切な保護政策をとる必要があると思ひます。保護政策をとるとすれば、ただいまいろいろ御議論があつたように、輸入関税を課するといふことも最も有効な手段であると思ひます。しかし輸入関税だけが唯一無二の方法とは思ひません。このほかにもいろいろと適切な方法もあらうと思ひます。現在御承知の通りに石油は需要量の一割五分程度を国産でまかなつておられて、まことに稀少なものであります。しかもこの石油といふものは簡単に手に入るものであります。将来事業経営をする上におきましては、常に探鉱、試験といふものをして行かなければならない。ところがこの探鉱、試験といふものは、百本試験してその中で一本か二本しか當るものがないといふような従来の実例であります。石油産業といふものは非常に危険性があり、不安定な事業であると思ひます。従つてこの石油産業に対して、格段の保護助成を加へなければならぬことは申すまでもないことではあります。明年度の予算を見まして、試験奨励あるいは地質調査費といふようなものに一億一千万円ほど計上しているようでありまして、ところが昨年におきましては一億四、五千万円あ

つたと思ひます。この点においていささか疑義があるのであります。私たちがいたしましては、過般通産委員会におきまして、重要鉱物の供給確保に關する決議をいたしているものであります。この趣旨によりまして、政府におきましては今後格段の御努力をお願いしたいと思ひますが、政府の、特に通産関係の方から、原油あるいはこの燃料資源に対する保護助成政策はいかなる御構想を持つか、この点まずお尋ねしたいと思ひます。

○中村幸委員 たいだいま政務次官から将来とも強力に石油に対する保護助成策を講ずるというお話でありました。この言に信頼をいたしまして、一応この点につきましては私質問はいたしません。が、どうかひとつ今後とも一層御努力願ひたいと思ひます。つきまして、先ほど富水委員から御質問があり、またたいだいま政務次官からも承つたのであります。が、漁業方面に対する原油の關稅といふものが非常に影響がある。また漁業だけでなく、あるいは運輸業に對しても同様である。その他原油の消費面に対する非常な苦痛がここには起るのであります。従つて私どもとしてはこの原油に對する一割の課税といふものは、差控えなければならぬといふふうに考へるものであります。ただ現在國産原油のコスト等を考へてみますと、わずかに最近の船賃の値上りといふようなことによりまして、國産原油のコストが輸入原油とおつつかつるところである、こういう事情であります。ところがこの船賃の値上りといふものも、いつ何とき平生状態に返らないとも限らない。こうなつて参りますと、國産原油が輸入原油に引合ななくなつて来る。そういたしますと國産原油はここに壊滅しなければならぬ。一度壊滅いたしました、この石油工業といふものは他産業と異なりまして復活することがとうていできなくなるのであります。従ひまして消費者等の立場を考へまして、無税とするといふことが可なりといたしまして、こ

れはほんの暫定的の処置としていたたきたいと思ひますが、この点に對しまして平田主税局長からは、先ほど、まだ免税にするかどうかということについては非常な疑問があるといふような御答弁でありましたが、國産原油保護の立場から申しましてごもつともであり、またわれ／＼通産委員の立場といたしまして輕々に無税論を主張すべきではないのであります。が、し

○平田政府委員 たいだいま中村さんのお話の通り、私どももこの關稅政策といふものがあまり瞬間的な現象だけに強／＼考へ過ぎまして、それですべてを動かして行くといふことになりまして、なか／＼所期の目的を達成しきれないのではないか。しからばといつて長期の考へ方もこれまでどうかと思ひますが、やはり若干の期間にわたります産業政策を確立し、そのための適當な關稅政策を定める場合の考へ方にいたしておきます。従ひまして石油につきましても、今御指摘の通り、ごく最近の事情だけ考へますと、あるいは今まではほとんどゼロに近い關稅率を無理に一割に引上げるといふ必要はないではないか、こういう議論も一つの議論として相當成り立つと私は思ひます。しかしたしてそれでいいかどうかといふことになつて来ますと、私は輕々にはなか／＼そのような結論に賛成するのはいかがであらうかといふことを考へるのであります。及ぼす影

響が非常に甚大であり、かつそのために他産業なり、あるいは国民生活に重大な脅威を與えるといふことでありま

○中村幸委員 次にお尋ねいたしますが、今回の改正案によりまして、原油等に對しましては一割、それから石油製品に對してはそれ／＼二割ないし三割を課税することになつております。この税率の差等は、加工の程度を基礎としておるものであると考へるの

○徳永政府委員 たいだいまアンチモニーのメタルについて無税にしておるの、他とのバランスをとつていないではないかといふお尋ねがあつたわけでありまして、これは率直に申しまして、実は私もその手落ちでございまして、何分いろ／＼な広汎な問題でございまして、最後の仕上の際に私もがしくじりをいたしまして、メタルは一

○首藤政府委員 石油の輸入が重要でありますことは議論の余地がないのであります。従つて政府といたしましては、今日まで關稅の上におきましては、できる限りの助成をいたして来たのであります。幸いに現在におきましては、輸入品が非常に高値になつております關係上、一応これには關稅をかけなくとも内地の石油に對して採算上無理がないという状態にありますが、で、當分の間輸入品に對しましては免稅にしたいという考へを持つてゐるのであります。なお探鉱あるいは試掘といふ面におきまして助成金が昨年度より若干減少いたしておりますが、これはこの石油製品を輕視したいというのではなくして、先ほど山崎局長から最近の生産高を詳細に申し上げました通り、順次順調に成績を上げて参りました、各社の基礎も漸次強固に相なつて参りましたので、大体明年度はこの程度で行けるのではないかと考へ方から若干減少いたしましたのであります。しかしながら、これはあくまでも現在の状態を基礎として検討した結果であります。この石油製品の重要性がますます／＼強くなつて参ることは十二分

○中村幸委員 たいだいま政務次官から将来とも強力に石油に対する保護助成策を講ずるというお話でありました。この言に信頼をいたしまして、一応この点につきましては私質問はいたしません。が、どうかひとつ今後とも一層御努力願ひたいと思ひます。つきまして、先ほど富水委員から御質問があり、またたいだいま政務次官からも承つたのであります。が、漁業方面に対する原油の關稅といふものが非常に影響がある。また漁業だけでなく、あるいは運輸業に對しても同様である。その他原油の消費面に対する非常な苦痛がここには起るのであります。従つて私どもとしてはこの原油に對する一割の課税といふものは、差控えなければならぬといふふうに考へるものであります。ただ現在國産原油のコスト等を考へてみますと、わずかに最近の船賃の値上りといふようなことによりまして、國産原油のコストが輸入原油とおつつかつるところである、こういう事情であります。ところがこの船賃の値上りといふものも、いつ何とき平生状態に返らないとも限らない。こうなつて参りますと、國産原油が輸入原油に引合ななくなつて来る。そういたしますと國産原油はここに壊滅しなければならぬ。一度壊滅いたしました、この石油工業といふものは他産業と異なりまして復活することがとうていできなくなるのであります。従ひまして消費者等の立場を考へまして、無税とするといふことが可なりといたしまして、こ

○平田政府委員 たいだいま中村さんのお話の通り、私どももこの關稅政策といふものがあまり瞬間的な現象だけに強／＼考へ過ぎまして、それですべてを動かして行くといふことになりまして、なか／＼所期の目的を達成しきれないのではないか。しからばといつて長期の考へ方もこれまでどうかと思ひますが、やはり若干の期間にわたります産業政策を確立し、そのための適當な關稅政策を定める場合の考へ方にいたしておきます。従ひまして石油につきましても、今御指摘の通り、ごく最近の事情だけ考へますと、あるいは今まではほとんどゼロに近い關稅率を無理に一割に引上げるといふ必要はないではないか、こういう議論も一つの議論として相當成り立つと私は思ひます。しかしたしてそれでいいかどうかといふことになつて来ますと、私は輕々にはなか／＼そのような結論に賛成するのはいかがであらうかといふことを考へるのであります。及ぼす影

○中村幸委員 次にお尋ねいたしますが、今回の改正案によりまして、原油等に對しましては一割、それから石油製品に對してはそれ／＼二割ないし三割を課税することになつております。この税率の差等は、加工の程度を基礎としておるものであると考へるの

○徳永政府委員 たいだいまアンチモニーのメタルについて無税にしておるの、他とのバランスをとつていないではないかといふお尋ねがあつたわけでありまして、これは率直に申しまして、実は私もその手落ちでございまして、何分いろ／＼な広汎な問題でございまして、最後の仕上の際に私もがしくじりをいたしまして、メタルは一

〇%鉱石は無税ということにするはずのところ、間違ひを起したような次第でございまして、提案するまでに十分修正するいとまがなくて、非常に申訳ないと思つております。

○中村(幸)委員 ただいまの御答弁でよくわかりましたが、さつそく手落ちであつたら、ひとつこれを御訂正願ひたいと思ひます。

次に機械類の関税の問題であります。改正案によりますと、一割五分となつております。従来は従量税でありまして、これを価格に直しますと、五分程度であつたと思つております。これは国内の機械工業を保護する見地からいたしますと、是認することができぬのであります。わが国が将来アジアの工場として日本の産業を画期的に向上せしめようためには、産業近代化の一環として優秀な機械を輸入し、輸入しなければならぬと思つております。これがためには、この近代化に必要な機械の関税につきましては、これを無税とする必要もあらうかと思つておりますが、この点についてのお考えを承りたいと思ひます。

○平田政府委員 機械の関税につきましては、従来は大部分が従量税率になつておりました。実際非常にノミナルになつておりました。しかし機械の中では、相当な部分が従価二〇%で課税されてゐるものもあるが、特別にはつきりした機械等につきましては、従量税率で最初二〇%ないし二五%程度の税率でできた税率が、インフレ等の結果非常に下つてゐるわけでありまして、これを最近の事態に應じてかえろというところでありますが、大体前よりも幾分低目にいたしております。戦前に二

〇%でありましたのを今回は一五%としようことにいたしました。レベルは若干落してあります。それによりまして、日本の機械産業は、国産品も大分出て参つておりますので、保護を與えたいという考えであります。その中で今特に日本の近代化に必要な機械について考える余地はないかというお尋ねがあつたのでありますが、この点はいろいろ検討してみたいのでございませうけれども、日本の国内において生産できるような機械は、やはりできる限りこれを国内において調達すべきではないかとこのことを強く考えるのでございませう。ただどうしても日本国内で生産されないもの、現在も生産されてない、将来も生産の見込みがほとんどない、非常に不確定であるというようなものにつきましては、特別の見地から関税を免除するかどうかということも確かに一つ問題であらうと思ひます。別途に近代化に関する特別措置等を内閣税につきましては将来考へておるのであります。そういう問題の一環としてどの程度考へて行くか、そういう問題につきまして検討してみたいと思ひます。次第であります。

○中村(幸)委員 産業近代化法案というものが近く議員提出で国会に提案になる予定となつておりますが、そういう面から申しまして、近代化に必要な機械類につきましては、ぜひとも無税というふうな保護政策をとつていただく必要があらうと思ひますので、十分御考慮をお願いしたいと思います。

最後に御尋ねしたいことは、この関税定率法の改正案の実施期は四月一日となつてゐるようでありまして、メーカーといつたしましては、すでに輸入業者と先物契約をしておるのであります。従つてこれを可決せられて実施せられた場合に、この関税額に相当する負担は、メーカーが負担する、あるいは輸入業者が負担するという問題につきまして、メーカーと輸入業者との間に相当なトラブルが起る可能性があると思つております。従ひまして、この法案の実施期を三、四箇月延ばすというお考えはないかどうか、この点最後にお尋ねいたしておきます。

○石田政府委員 関税率の改正をいたします場合に、従来既契約のものをどうするかという問題は、強く考へなければならぬ問題でございませうが、これは大体各国で関税率を改正いたします場合には、何月何日からやるといふふうなことになるのでございまして、契約がすでにあつたかどうか、その契約の内容がどうであるか、こうであるかということを考へないというふうな建前になつております。

それからもう一つは、日本の現在の関税定率法というものが、まことに体裁の悪い不合理なものであるということ、これは御承知の通りであらうかと思ひますので、これをかえすことは非常な急務であるといふふうに考へております。で、四月一日といふことで参りました、こういうふうに考へる次第であります。

○夏堀委員長 次は農林委員の池田峯雄君。

○池田(峯)委員 今回の改正の理由として「戦後の激変せる国内経済事情に對照し、且つ、関税引下げの國際的動向に順應するため」という理由がうたつてありますが、しからは農産物輸入に對して、この方針のもとに改正され

たその根本的理由をまず第一に承つておきたいと思ひます。

○平田政府委員 今お読みになりました点につきましては、今回日本の関税率法の大体の高さをきめます場合に、定率法の一つの重要な判断基準にいたしたものでありまして、戦前の税率にいたしますと非常に低くいたしておりました。それから世界各國の関税率の中で、今度定めます日本の関税率は、どちらかと申しますと低い方に属する——もちろん最低ではありませんが、高い方ではなくて、中かあるいはそれ以下の部類に属するものが大部分である。そういうような頭で今回関税率を定めるといふことにいたしましたわけでありませう。ただ結果におきましては、関税率が従量税になつておきまして、定めた當時からしますと物価が二百倍も騰貴しておる。従つてそのまます置くことにしまして、実は自然に二百分の一に引下げになつておるのでございまして、これを是正するのが目的でございませうので、今からいたしますと引上げになるというところでございませうが、従来の大体の沿革あるいは世界の関税率の高さから申しますと、先ほど申し上げたようなことに相なるのでございませう。そういういたしまして農産物につきましてもやはり基本的には同じ頭を持つておるのでございませうが、食糧の類につきましては二つにわけて考へております。一つは近き将来と申しますか、あるいはその近きというものがどの程度の将来になりますかは問題でございませうが、世界の情勢が平和の方に向うという場合における情勢をいたしましては、これはやはり日本の農業を保護するといふ見地からこの程度の関税率

は必要じやないかということを考へまして、基本的関税率を定めております。そういういたしまして、その際におきまして、どちらかと申しますと、あまり高くない関税率という考え方をとつておきまして、一〇%ないし二五%——小麦粉が二五%、普通の米類につきましては比較的低い方を適用いたしまして、それで日本の農業の保護をはかる、こういう考へであります。しかし現在のところは非常に食糧が不足してありますし、国際価格よりも日本の食糧の国内価格が低い、こういう場合におきましては、これはやはり實際において関税を課するのは妥當でないという趣旨からいたしまして、そういう場合には食糧に對する関税は免除するという法律案にしておるのでございまして、すこぶる權衡論でございませうが、それだけお答へいたしておきます。何か具体的なお尋ねがございましたら、またお答へいたしたいと思ひます。

○池田(峯)委員 それで政府の提案理由説明書の第四点に先ほど主税局長の説明のようにわが国の農業の特殊性を考慮いたしまして、これを保護するため、適当な関税率を設ける、こういうことがありますが、しからはわが国の農業の特殊性というものはどういふうにお考へになつておられるのか、その点をまず、伺いたしたいと思います。

○石田政府委員 お尋ねの点は農林省の方にお答へ願ひたいと思ひますが、今お読みせんので関税率に關する限りの点から申し上げたいと思ひます。前に答弁があつたかと思ひますが、米とか麦とかいふような主食は消費者の面から申しますと、すべ

て来ると思うのでありますが、日本の産業自体——輸出貿易を中心としたしますところの産業の発展がはたして庶幾できるかどうか。こういう点は非常に多く、実は議論した点でございまして、しかし基本的な考えますと、やはり日本の産業の中におきまして、農

家といふものは、人口数から行きましても非常に大きい数になつておる。基本的には零細な経営でありますし、生活水準も現在なお相当いい方ではない。そういう点を考えますと、やはり基本的には農業の保護ということとは強く考えなければいかにぬのではないか。そういういたしまして、それによつて食糧の価格がある程度高くなると思いますが、高くなりましてもなお日本の今の賃金水準等から考えますと、国際的な見地におきまして、日本の産業はある程度それに耐へ得るのではないか。産業におきましても、機械化、合理化、能率化等の措置をとることがうまう行きますれば、そういう方向に行きまして、日本の産業は十分国際的な競争力に耐へ得るのではないか。むしろやは

り農業の一定のところまでの保護というものはどうしても必要ではないかというふうな考えまして、基本的には提案いたしましたような関税率にいたしましたのでございます。ただ当面の問題といたしましては、先ほど申し上げました異常な事態でありますので、食糧の関税は実際にはしばらくかけないということになるかと思いますが、将来の方向といたしましては、今申し上げましたようなことに行くのがわが国としては正しいのではないか、こういうこ

とでこの関税率を繰り込んで提案いたすことになった次第であります。

○池田(肇)委員 この問題は非常に重大な問題だと思ふ。私は議論をするつもりはありませんが、要するに内外独占資本の労働者、農民に対する攻撃というものが非常に強く、そのためにこういう二つの矛盾が出ておるのだ、私はそう考えます。でありますから、政府がどういふことをいまして、根本的には少しも農民の保護にも消費者の保護にもならない。日本の労働者の賃金水準は世界一安い。ここに植民地的収奪が行われておる。ここに根本的な問題があるものであります。これを解決することなくしては何も解決にはならない、私はそう考えます。

もう一点お伺いしたいと思うのであります。政府は、当然アメリカあるいはイギリス圏内との貿易ということだけを考へてこういう税法の改正をやつておられるのだと思ひますが、将来においても、たとえば大豆の輸入であるとか、こういう問題についてはどういふ見通しを持つておられるか。先ほどの局長のお話から参りますと、現在の局においては国際情勢がたいへん緊迫しておりますけれども、食糧問題として、日本の農民の保護のために関税も設けなければならぬというふうには、そういうふうな平和的な発展への方向も一応考へておられるやうでございまして、しからば中共貿易であるとか、あるいはソ同盟との貿易であるとか、こういうことをどういふふうに考へておられるか。これを日本の農民あるいは一般消費者階級との利益の関連においていかに考へておられるかということをお伺いしたいと思います。

○首藤政府委員 御指摘の通り、中共あるいはソ同盟という国々との貿易が正常の姿に復しますことは、まことに好ましいことではありますけれども、現実の政治問題としてはこれは許されないと考へて現在の措置をとつておることを御了承願ひたいと存じます。

○池田(肇)委員 これははなはだ重大な問題だと思ふ。大豆その他が中共から輸入されて来ないために、みそ、しょうゆの値が上がるというふうなことはきわめて重大な問題でありまして、従つて、国民大衆の生活をいかに向上発展させるかというきわめて大きな立場から、ただいまの御答弁に対しては私はきわめて不満であり、遺憾に存する次第であります。しからばそういう中共との貿易、あるいはソ同盟との貿易がいかなる理由において困難であるか、不可能であるかという政治的原因について、もつと精細なる御答弁を願ひたいと思ふ次第であります。

○首藤政府委員 中共及びソ同盟との貿易が現在の情勢になつておる理由につきましても、私から詳細申し上げなくとも、国民大多数の方はよく御承知くださつておるかと存じます。

○池田(肇)委員 ただいまの御答弁では私はきわめて不満であります。国民大衆の目の前では答へることができないのは、政治的陰謀があるからだということを承ひたしまして、私の質問を終わります。

○夏堀委員 通産委員今澤君。○今澤委員 私は重複を避けて簡単に二、三點お伺いをいたします。まず第一点としては、このたびの関税は最高五割ということになつておりますが、この五割という数字は、どう

いうところから割出して最高を五割とされたのかという点。

第二点は、日本と最も国情のよく似てゐるイギリスの産業保護政策並びに関税政策というものは、わが国の関税制度の上においても、もつて学ばなければならぬ点があるが、これらのものと比較検討してみたいと、非常に懸念の念はたはしいものがある。十分研究され、またそれからの検討を経られた結果できたものであるかどうか。この二点について御説明を願ひたいと思ひます。

○石田政府委員 第一点は、税率の最高をなせ五〇%にしたかというお尋ねですが、五〇%というのはある計算から出て来たというわけではございませう。結論に申しまして、一つの勘であるというのを申し上げ得るかと思ふのであります。今度の税率の改正といふのは、ただ財政収入を上げようという点に重点があるのではなく、その中で一もちろん財政収入という点、あるいは輸入抑制という点、統制という点、そういう細点も加味してございまして、大きな流れをいたしましては、保護関税という立場をとつておるわけでございます。そこでわが国の過去に於けるほんとうの意味の保護関税の率とはどのくらいであつたのかということの問題になるわけでございますが、これはソーダその他の場合から考へても、大体二五%程度というふうなものであります。それから日本の関税率の最高は、その点から申しまして五〇%といわれますれば、今の二五%という点

は、要するに二〇%とか何とかいう最高を抑えるものと違ひまして、その保護関税という趣旨を達成する上においては大体支障がないのではないかと考へられると思ふのであります。また保護関税以外の意味におきまして、いろいろぜいたく品その他不要不急品の輸入に對しまして、ある程度関税上でデットを加へますというふうな点から申しまして、どのくらいがいいかという点であります。が、国際的な情勢とか、あるいはその国柄というふうなものによつてそれ／＼違つておるから、本もまなごうであつてしまふべしというわけに行かぬと思ふのであります。日本におきましては、現在の関税率の中にはかゝる不急不要品を抑へる意味におきまして、一〇〇%の関税がございすことは御承知の通りであります。しかし日本がよその国という／＼経済行動を行つておる点から申しますと、やはり日本の輸出を考へなければならぬ。従ひましてその点から申しまして一〇〇%といふのは何といつても高過ぎるかと考へられるのであります。そういうような点を考へ、またいろ／＼よその国の事例等も見まして、大体五〇%くらいを一応最高としたわけでございます。これはひとりでアメリカだけを見ただけでございせんので、各国の関税率を参考にしたのであります。なおイギリスの点につきましては、いろいろ比較参照いたしまして、もちろん非常に参考になる点もありますが、しかしながらイギリスと日本とは必ずしも状況が全一であるわけではないのでございまして、それからまたイギリスの政策にいたしまして、最近とそれ

から二、三年くらい前とは違つておるわけがあります。二、三年くらい前におきましては、世界経済に参画いたしまして貿易を自由にしてやうという思想が強くつたのであります。最近におきましては、自分の都合のいい方面においては、自分の都合のいい方面においても、はなはだ貿易を進めなければならぬ、しかしその反面におきまして、相当保護の色彩が強くなつておるという点もあ

から、いろ／＼とまたわれ／＼が率をきめる上においては考へなければならぬと考へておる次第でございます。

○今澤委員 この関税の問題は、国内の産業の保護、わが国の自立経済、日本の国民生活全般に及ぼす影響が重大であるから、こういうたつた関税の率をきめるような場合においては相当慎重に審議を盡して、あらゆる面から検討される必要があると思ふのであります。そこでわが国の将来の自立経済その他を考へると、関税というものは、そうきめて朝令暮改というわけに行かない。今度出された関税の全体を流れておる根本的な思想をわれ／＼が見てみると、確かにこれは便宜主義、当面の輸入をやらなければならぬという、わが国貿易上の特徴から輸入重点主義、しかもそれは原材料重点主義の思想が関税全般に流れておると思ふのであります。そこでただいま長々と御説明がございまして、私はこゝにいたうたうた現下の関税の、原料第一主義という考へ方は、あとで通産政務次官に聞きますが、これは長い間にわたつて見ると、今も非常に輸入の問題があるが、将来これは他国からダンピングを受ける状態になることも考へられる。将来他国からのダンピングというよう

から二、三年くらい前とは違つておるわけがあります。二、三年くらい前におきましては、世界経済に参画いたしまして貿易を自由にしてやうという思想が強くつたのであります。最近におきましては、自分の都合のいい方面においては、自分の都合のいい方面においても、はなはだ貿易を進めなければならぬ、しかしその反面におきまして、相当保護の色彩が強くなつておるという点もあ

から二、三年くらい前とは違つておるわけがあります。二、三年くらい前におきましては、世界経済に参画いたしまして貿易を自由にしてやうという思想が強くつたのであります。最近におきましては、自分の都合のいい方面においては、自分の都合のいい方面においても、はなはだ貿易を進めなければならぬ、しかしその反面におきまして、相当保護の色彩が強くなつておるという点もあ

なこと、日本の産業が崩壊しなければならぬというような場合が来たときには、この関税制度というものを改めになるのか、それともこれでどうにか対抗してやつて行くか、考え方であるかどうかということ、主税局長に第一点として伺います。

第二点は、わが国の自立経済のスタートにおいては、国内産業を関税で完全に保護するということは国民生活に非常に大きく響くという場合が考えられる。そのような場合には、政府の保護助成という形で行かなければならない。石油については大分先ほど来意見が述べられましたから私は重複を避けますが、完全な国内産業保護の関税をやめるのは、国民生活に及ぼす影響があまりに大きいという場合において、通産省の国内的な産業擁護のあり方と関税とがらみ合つて行かなければならないが、この点について大蔵、通産両省の打合せと、並びに通産政務次官の見解を承りたい。以上二点をお伺いします。

○平田政府委員 まず最初の点でございますが、お話の通りでございます。私も、私も関税率をきめる場合におきましては、先ほど申しましたように当面の、非常に短期の事情だけを考えているわけではございません。ある程度の期間にわたる事情を考えてこの案を作成いたしましたのであります。案を作成するにつきますと、率直に申し上げて二年越しと申してもいくらい相当長時間を要したのでございます。その間各省の間において数十回、課長あるいは専門家の会合を重ねております。もちろん経済安定本部、通産省、農林省その他産業官庁並びに経済の計

画官庁とも十分な連絡打合せをとげまして、この関税率を作成いたしましたのでございます。従いまして基本的には当面の、たとえば原材料輸入第一主義といったような点だけに重点を置いていくわけではございませんで、たとえば農業の問題についても先ほど若干触れましたが、ある程度将来にわたる日本の産業をどうするかといったような問題は、常に頭に置きつつ全体のことを考えているということをお願いいたします。事情が非常にかわつた場合はどうするかというお話でございますが、もちろん事情がいろいろかわりますれば、それに応じてその都度妥当な修正を加えて行くことは当然な話ではないかと思ひます。その点については十分検討いたしまして、時期に遅れないように十分勉強いたしたいと考えております。

○首藤政府委員 ただいま主税局長から御説明申し上げた通りに、今度の関税法案は現在の情勢並びにさらに将来にわたつての見通し、できるだけ範囲内において一応構想をつくつて、その範囲内で決定いたしましたのであります。将来情勢が非常にかわる、そして現在の日本経済にマッチしないというような情勢に参りますれば、適当にその際に修正することになつたといふと考えております。

○今澤委員 次に各品目別に簡単にところを、二、三お伺いします。今回の関税で鉄鋼が一割、銅塊が一割二分五厘、銅材は一割五分となつておりますが、少くともわが国の鉄鋼業を将来育てて行く上に、基本産業である日本の鉄鋼事業について、このような程度の関税でいいのかわるか。それから鉄の

輸入については鉄の輸入税免除に関する法律というものがあつますが、これはこの関税とどういう関係になつてくるか。この法律はいつまで続いてどうなるかという点について、明快に御答弁をお願いしたいと思います。

○平田政府委員 あとの御質問から先に申し上げますが、免除に関する法律はごく最近の鉄鋼事情に顧みましてしばらくくすくす置く、そのままにするというにいたしてあります。問題は基本的な関税率をどういうふうにして定めたか、こういう問題でございます。が、この問題につきましては、実は油の関税と同様に非常に熱心な論議を闘つたのでございまして、結局おちつきましたのが提案いたしましたこの案でございます。御指摘のように、鉄鋼業をほんとうに保護育成する――單に関税率として、もう少し高い関税率を決定すれば、その際に鉄鋼一貫メーカーの場合と、平炉メーカーの場合と、いろいろ格差をつけてどういう保護をすればいいか、こういう問題につきましても、通産省関係の団体その他各方面と非常な熱心な議論を闘つて、提案いたしましたような案におちついた次第であります。基本的には、私もやはり保護関税の必要は十分認めておるのであります。しかし何と申しまして、日本は将来輸出産業でなければならぬという事情でございまして、鉄の製品の原価があまり上りますと、産業全体に影響するところが大い。しかも鉄製品自体の輸出ということも相当考えられる段階になつておる。その際におきまして、あまり高い関税を設けて、それによつて鉄鋼を保護する、その方面だけ強く

考えるということはいかがであらうかと考えまして、やはり鉄鋼等につきましましては、保護する意味におきまする必要最小限度の関税率を判断の基準にいたしまして、提案いたしましたような率をとることになつたわけでありまして、そういたしました。昨年の夏、秋ごろまでの情勢でございまして、私もむむし鉄鋼の輸入税の法律を廃止いたしました。この四月からそれが有効になるようにいたしたいと考えていたのでございまして、その後情勢の変化に著しいものがございまして、以上申しましたように、免税等の規定はさしあたりそのままにいたしまして、将来の基本的な関税率を関税定率に盛り込みまして、業界の向うべき方向だけはつきりしておきたい、こういう趣旨で提案した次第であります。

○今澤委員 次に改正法第十條の規定による船舶の建造または修繕に使用する鉄鋼材または機関、機関部分品等で大蔵大臣の認可したるものは輸入税を免除すると規定してありますが、最近鉄山用の新しい機械がばつ／＼輸入されておる。これらの新しい式の日本の鉄山開発の機械が入る場合には、これは一六八六、その他適用品目の中に該当して一割五分の関税をかけられるのか、それともさきの特免條項の規定で、これらの機械類については一応無税にするというのか。われ／＼は生産増強、企業合理化、日本の地下資源の開発の建前からは、これは今までの特別な規定の援用があつて無税になるべきではないかというふうに解釈しておりますが、これに対する明快な御見解を承りたい。

○石田政府委員 改正関税定率法の第十條の問題でございますが、これは現在の関税定率法にもありましたものを、憲法、司令部その他の関係から申しまして直したということで、言葉の上では違つておりますが、實質上は課税権者が大蔵大臣になつたという点以外には、かわつていないはずであります。

それから鉄山用機械をどうするかというお話でございますが、これは新しい問題でございまして、その点につきましては、先ほど主税局長から設備近代化につきまして所見を述べてございします。私繰返すことを避けたしたいと思います。

○今澤委員 これらの鉄山機械等設備近代化の問題につきましては、先ほどの主税局長の答弁では不十分であつて、この鉄山用の開発機械はどうなるかという点について、もう一度主税局長の御答弁を願ひたいと思ひます。

なおもう一つ、この一六四二項の自動車の問題であるが、自動車の輸入関税は乗用車が四割、その他が三割、こういうことになつております。しかしながらわれ／＼は今の米國その他における自動車工業の規模とわが国内のこれらの工業の規模とを比べてみると、何ゆゑに五割に關税率を押えたのかという私の先ほどの質問は、少くとも将来わが國の伸ばすべき大きな産業であり、まして諸外國の大規模な工業に太刀打ちのできないこのようない自動車等については、五割でもむしろ低きに失するのではないか。もつと高い関税をかけて、国内の自動車工業のために保護すべきであるという見解をわれ／＼は持つておるが、この二点を

主税局長から御答弁を願いたいと思ひます。

○平田政府委員 先ほど産業近代化法に關連して申し上げました点は、繰返すことになりませんが、日本において現在もできてない將來もできる見込みのないような特殊な機械、しかもその機械がその産業の合理化なり近代化に非常に顯著な貢獻をなすというものにつきましては、先ほど申し上げましたような法案の進行に關連いたしまして、十分検討いたしたいと考えておるのでございます。鉱山用機械の中にそういうものがありますかどうか、私はしろうとではつきり判断できませんが、大体そういう際に検討してみたいと思つております。

それから第二の点でございますが、これは御指摘の通りの点を実は私もよく考へまして、関税率といたしましては相當高い関税率を盛つておる。最高五割でございますが、この五割は大体ぜいたく品と申しますか、関税の適用を受けずともその中でも特に奢侈品的な性質の強いものを五割に持つて行つておりまして、実用性のあるものはむしろ相當低いのであります。大体普通のレベールは一割五分ないし二割くらいが関税率の中心であります。自動車工業は御指摘のような点がございまして、少し高目にきめたのでございまして、御趣旨のような点も考へまして、このような税率を定めたというのを御了解願いたいと思ひます。なお不十分であるかどうか、これはいろいろ意見がございまして、しかし實際のところ、自動車は相當まとまつた値段で高いのでありまして、この程度に低めましても、相當な影響があるかと思ひ

ます。実行の上で、どうしても不十分ということでありましたれば、また再検討が必要でございまして、まずお話のような点を考慮いたしまして、今度の関税につきましては高目の関税率をきめたということを御了承願いたいと思ひます。

○今澄委員 あと一問で私は質問を終ります。これはごく小さな問題ですが、非常に不当に高くなつたということの例を一つ申し上げます。大体輸出の綿、絹、人絹の製織用ののりとして使われているコーンスターチの輸入の関税を見ると、今度は二割五分になつております。従来は一ピクル当り、百斤ごとに三四十銭という税率がかつておつたのが、改正法によると一躍従価二割五分ということ、従来は税率に換算してみると、約二百七十倍というふうになつております。これは、必要な綿や絹や人絹に対しては相當に大きな脅威を與えておるのであります。このほかにもこういう品目がありまして、これは特に今の物価から見ても不当に上り過ぎており、さらに將來の輸出にも影響する品目の一例であります。こういう品目については、今後十分御検討されて喜ばしいものだと思ひます。このコーンスターチの二割五分は少し高きに失すると思ひますが、これに対する見解は一体どうか。

それからなおこれらの関税を決定されて、今の局長の答弁によると、今後いろいろ各方面の意見を聞いて修正しなければならぬし、いろいろ考へるところもあるというところでございまして、日本の関税はわが国産業経済並びに国民の立場からこれをきめるべきものであつて、業者の一つの意見を過

大に評価して、これらの業者の意見によつてのみ動くというふうなことで、日本の完璧な関税制度は望まれないものであるというのを最後に御忠告を申し上げて、御善処を願ひたいと思ひます。私の質問はこれで終ります。御答弁願ひます。

○平田政府委員 コーンスターチの税率でございまして、内容の細目は後ほど申し上げてもよろしゅうございまして、二百何十倍になりましたことは、非常に引上げておるといふお感じでございますが、実は率直に申し上げますと、むしろ定めた税率が二百何十倍に下つた。これはインフレーションと物価騰貴の結果でございまして、もとにもどすと思ひます。インフレーションの間に関税率をほつておいたことが、おしかりを受けるような事情であると逆には私に考へておるのであります。従ひまして倍率から御判断願ひますのはいかかであらうかと思ひます。二割五分の関税が、はたして安当であるかどうかということから判断されるべきではないかと考へます。そういう見地からすべてきめておりました、コーンスターチのみならず、従量税につきましては大体大多数がそういうふうになつておりますので、その点は御了承願ひたいと思ひます。このコーンスターチにつきましては、必要でございまして、説明いたしてもよろしゅうございまして、最近これを使う業界の状況等から申しまして、この程度の関税率はほかの税率のバランスから申しまして、適當ではなからうかと考へるのでござい

ます。それから最後に御指摘の、ひとり業者の意見だけを聞いておるのはいけない、これはまつたくごもつともでございまして、業界の意見はもちろん聞かなければならぬが、全体として日本の産業をどうするか、それから国民生活にどういふ影響を及ぼすか、將來の経済がどうなるかというところを基本的には中心に置きまして、個々の産業の事情等につきましてはよく業界の意見を聞きまして、安当な関税率を出すということに將來とも勉強して参りたいと思ひております。

○石田政府委員 コーンスターチの点につきまして簡單にお答えいたしまして、コーンスターチは、大体今のお話では二百倍、三百倍になるのではないかと、いろいろお話をありますが、これは従量税が非常に低下いたしましたためにそうなつたものでございまして、大正十五年設定當時の時価で換算いたしますと、三〇%に相なつておる次第でございます。われ／＼としてはそれを上げたといふような氣持は持つておりません。なおコーンスターチにつきましては、これは国内生産があまりなかつたものであります。昨年からそういふ工場が日本にもできて参りまして、中京方面におきまして、大体国内の自給ができる程度の生産を見るようになりつつあるわけでありまして、その点を考へまして、先ほど申しましたように二五%にいたしたような次第であります。

○夏堀委員長 休憩いたします。

午後三時五十一分開議

○夏堀委員長 休憩前に引続き會議を開きます。

○田口委員 関稅定率法一部改正につきましては、石油の問題のつきましては水産常任委員長の富永氏が、全般的にお伺ひいたした次第でございまして、その際に、改訂の理由について大蔵當局から御説明になりました点を承ります。結局、国内石油の保護政策の見地から改訂するのだというふうな御説明のようでございますが、私らの見解によりますと、昨年の十一月三十日ごろまでは、輸入原油が内地原油に比べますとやや安かつた。しかしその後、四、五個月経過した今日におきましては、輸入原油の方がはるかに高い、こういうふうな事情でございまして、物価庁におきまして、運賃その他の経費の諸掛りを加算いたしまして、さらに新しいマル公を決定しようとしておる次第でございまして、これを数字的に申し上げますと、昨年の十一月末までは、内地の原油一トンが八千四百五十円、これに對しまして輸入原油は七千九百円でありましたから、多少内地の方が高かつた。こういう場合におきましては、内地石油を保護するといふ意味におきまして、関税を課せられることも意味があると思ひてございまして、今日におきましては、われ／＼の計算によりまして、内地原油は八千四百五十円に對しまして、輸入原油が一万七千四百七十七円になります。これは原油価格から運賃及び輸入諸掛り、保険を加算いたしますと、一万七千四百七十七円になります。こ

い、これはまつたくごもつともでございまして、業界の意見はもちろん聞かなければならぬが、全体として日本の産業をどうするか、それから国民生活にどういふ影響を及ぼすか、將來の経済がどうなるかというところを基本的には中心に置きまして、個々の産業の事情等につきましてはよく業界の意見を聞きまして、安当な関税率を出すということに將來とも勉強して参りたいと思ひております。

○石田政府委員 コーンスターチの点につきまして簡單にお答えいたしまして、コーンスターチは、大体今のお話では二百倍、三百倍になるのではないかと、いろいろお話をありますが、これは従量税が非常に低下いたしましたためにそうなつたものでございまして、大正十五年設定當時の時価で換算いたしますと、三〇%に相なつておる次第でございます。われ／＼としてはそれを上げたといふような氣持は持つておりません。なおコーンスターチにつきましては、これは国内生産があまりなかつたものであります。昨年からそういふ工場が日本にもできて参りまして、中京方面におきまして、大体国内の自給ができる程度の生産を見るようになりつつあるわけでありまして、その点を考へまして、先ほど申しましたように二五%にいたしたような次第であります。

○夏堀委員長 休憩いたします。

午後三時五十一分開議

○夏堀委員長 休憩前に引続き會議を開きます。

○田口委員 関稅定率法一部改正につきましては、石油の問題のつきましては水産常任委員長の富永氏が、全般的にお伺ひいたした次第でございまして、その際に、改訂の理由について大蔵當局から御説明になりました点を承ります。結局、国内石油の保護政策の見地から改訂するのだというふうな御説明のようでございますが、私らの見解によりますと、昨年の十一月三十日ごろまでは、輸入原油が内地原油に比べますとやや安かつた。しかしその後、四、五個月経過した今日におきましては、輸入原油の方がはるかに高い、こういうふうな事情でございまして、物価庁におきまして、運賃その他の経費の諸掛りを加算いたしまして、さらに新しいマル公を決定しようとしておる次第でございまして、これを数字的に申し上げますと、昨年の十一月末までは、内地の原油一トンが八千四百五十円、これに對しまして輸入原油は七千九百円でありましたから、多少内地の方が高かつた。こういう場合におきましては、内地石油を保護するといふ意味におきまして、関税を課せられることも意味があると思ひてございまして、今日におきましては、われ／＼の計算によりまして、内地原油は八千四百五十円に對しまして、輸入原油が一万七千四百七十七円になります。これは原油価格から運賃及び輸入諸掛り、保険を加算いたしますと、一万七千四百七十七円になります。こ

い、これはまつたくごもつともでございまして、業界の意見はもちろん聞かなければならぬが、全体として日本の産業をどうするか、それから国民生活にどういふ影響を及ぼすか、將來の経済がどうなるかというところを基本的には中心に置きまして、個々の産業の事情等につきましてはよく業界の意見を聞きまして、安当な関税率を出すということに將來とも勉強して参りたいと思ひております。

○石田政府委員 コーンスターチの点につきまして簡單にお答えいたしまして、コーンスターチは、大体今のお話では二百倍、三百倍になるのではないかと、いろいろお話をありますが、これは従量税が非常に低下いたしましたためにそうなつたものでございまして、大正十五年設定當時の時価で換算いたしますと、三〇%に相なつておる次第でございます。われ／＼としてはそれを上げたといふような氣持は持つておりません。なおコーンスターチにつきましては、これは国内生産があまりなかつたものであります。昨年からそういふ工場が日本にもできて参りまして、中京方面におきまして、大体国内の自給ができる程度の生産を見るようになりつつあるわけでありまして、その点を考へまして、先ほど申しましたように二五%にいたしたような次第であります。

○夏堀委員長 休憩いたします。

の数字からいたしますと、午前中から大蔵省でいろいろ説明されました、内地石油を保護する意味において関税を課するのだという理由は、全然ないと考えるのでございますが、かくのごとき間違つたことが起ることは、午前中御説明になりましたように、この問題については二箇年間各役所間において協議をされたという話であるし、またおそれ、今回の案を立てられたのは昨年の十月かと思うのでございますが、十月には、御説明になりましたような理由があつたのでございませうけれども、ただいまでは、この見地に立つて、全然理由がなくなつた、こういうような観点にあるのでございませうから、当然午前中首藤政務次官が申されましたように、実施を延期するということに對して、大蔵當局も毅然としていたでございまして、ただいろいろの關係もありませうから、ここでさういふしますというようなお返事はできないと思ひますが、すでに提案された理由がないのでございませうから、その点をよくお含みくださいまして、もう一度よく研究していただきたいのでございませう。

さらに大蔵當局の午前中の答弁で、非常に含みがあるような答弁を承つておるのでございませうが、それは漁業用の油につきましては、横流れを防止する方法さえあれば何とか考へてみる、こういう意味に解釈いたしましたのでございませうが、御承知の通り大正九年から昭和十二年まで、漁業用の燃油につきましては免税になつておつたのでございませうが、その間に多少さういふような点がありましたために、私らははつきり存じないのでございませうが、

かりにさういふことがあつたという場合にございませう、今日の事情とその当時の事情とは非常に異なつております。その当時は、漁業関係が使用する油の総量ははつきりわかりませうし、また漁業種類別の必要量ははつきりしていない、あるいは府県別の油の量ははつきりしていない、こういうような事情であつたのでございませうが、この戦争以来、油の消費統制を非常にじめに、強きやつて参りました結果、今日ではこの油の必要量というものはつきりと、全国的にきつとわかつておる、総量もわかりませうし、あるいは漁業の種類によつてもわかりませうし、あるいは府県別によつてもわかりませう。どの漁業がどの程度の操業時間を使つておるから、どの程度の油を使ふのだ、さういふようなことははつきりわかつております。さらに漁船につきましましては、司令部からのいろいろの指令によりまして、漁船登録というものも明確にやつております。油を使用する漁船は、馬力及びトン数がはつきりしてありますから、この点につきましても、前の状態とははなはだ事情が異なつております。さらに絶対量が、現在では非常に少いのでありますから、自分がもつた油をほかの方に流すというやうなことをする人は、おそらくないと思ひのでございませう。この点、水産庁と大蔵當局と、現在の使用についてよく御研究になりますと、午前中御心配になりましたやうな免税油の横流れというやうな問題は、私は絶対に起らないと思ひのでございませう。大蔵當局としては、今日まで課税をするというやうな建前でございましたから、その方法については、まだ水産庁と十

分な研究をしておられないと思ひますけれども、どうか今日ある資料をよく御研究になりまして、さうして前の状態とは著しく違ふという、この点をひとつはつきりと認識をしていただきたのでございませう。以上の点から申しまして、私は午前中首藤政務次官が言われましたやうに、この問題については実施を延期する、しかもこの実施を延期するのには二つの條件がありまして、内地の石油に比べまして、輸入石油が著しく価格が安くなつた場合、この條件が一つと、もう一つは、この関税をかけるがために重要な日本の国内産業が大きな圧迫を受けにくい環境になつた場合、さういふやうな二つの條件が満足される場合におきましてさらに再検討を直す、さういふことが最も妥當な処置と考へるのでございませうが、この点に對しまして、大蔵當局といたしましては、いかが考へてございませうか、御意見を伺ひたいと思ひます。

○石田政府委員 関税が国内産業の保護を目的とするといふことはその通りでございませう。また外国の価格の方が低くて、国内の価格の方が高い場合に保護の効果を生ずる、これもお話を通りだと思ひます。この関税といふものは、もし外国価格が一定して相當安定してゐるといふ状況でありますならば、非常にやういふのでありますから、かりに外国価格が始終動いてゐる、国内価格も始終動いてゐる、さういふときに、関税を毎日々々動かすことが出来るものであるかといふと、関税といふものはさういふ性質のものでない、私たちが理解してゐるのであります。従いましてこの関税率の問題につきまし

て、その点が非常にむずかしいのであります。わかれ／＼は終戦後三年半にわたつてゐる／＼と考へておりますが、ある場合には相當の関税を設けなければならぬといふ状態も起つてゐるのであります。またさう大して保護しないでもないではないかといふやうな時期もあつたのであります。しかし関税率を定めます場合には、さう十年先、二十年先といふことを見通すわけには行きませんが、やはりある期間といふものを置きまして、そのときにいろいろの動きがありませうが、まずこのくらのところ、関税としてはさういふの経験や、ある程度の見通しからいつて妥當であらうといふところに基づきましてきめるべきものだと考へまして、今度の関税率の原油に對する一〇％といふものを設定しようといひしてゐるわけでありませう。お話をいたしました去年のある時期と比べまして今日は違つておりますが、しかし今日の状況がこのまま続くものであるか、またこれがさらにいふゆる外国価格が上り、国内価格は依然として低いところにとどまるかといふことは、われ／＼として断言することは非常に冒険ではないかといふやうに感じてゐる次第であります。

なお漁業用の油の問題につきまして、これは先ほど主税局長が過去の事例を述べられたのであらうと思ひますが、過去の事例におきましては、さういふ横流れというやうな困つた時代があつたことは事実でございませう。それからその当時と今日とは非常に事情が違つてゐる、これも同じやうにその通りであらうかと思ひのであります。しかしさうなれば絶対に横流れがないとい

うことを確保できるかどうかといふ問題になりますと、この点につきましては、いろいろのことにつきましてまだ遺憾ながら全然統制がその通り行われてゐるということは、むしろなかなか例が少い／＼の状況であらうかと思ひますのであります。われ／＼といたしましては、絶対にさういふことがないのだといふやうに安心してゐるわけには行かない点もあるのではないだらうかといふやうに感じてゐる次第であります。

なお水産庁等のお話がございましたが、われ／＼はひとり水産庁ばかりではございませう。どのどの物品につきましても、できるだけその關係省の方と御相談をいたしまして、いろいろの点を當時研究いたしておるのでございまして、特にこれは御相談をしないとか、あるいは急に相談を申すといふやうなことでなくやつて参つております。今後とも、さういふことを續けて参りたいと思ひてゐる次第でございませう。

なおさういふ状態でありませうから、ことに石油類につきましてはいろいろの問題もありませうから、その時期ではないのではないかとさういふやうなお話でございませうが、われ／＼は関税率の改正といふものを、全般的としてどうしても早くしなければならぬと考へておられます、その方のことを考へまして、個々の品目につきましては議論の点があるかもしれませうが、できるだけの配慮をいたしまして本法の改正を実施いたしたい、かやうに心得ております。

○田口委員 ただいまの御答弁によりまして、外国油が高くなつたり安くな

つたりして安定をしない、従つて目先だけでわれ／＼は考へておるのではな
いという御意見のように承るの
であります。この国産油と外国油と
の価格の線を時間的にずつと見てみま
すと、非常に外国油が国内油に比べて
安かつた。それがいろいろな国際情勢
によりまして、昨年十一月末ころはほとん
ど接近をして、十二月に入りまして大
体同じ価格になつて、それから一月、
二月、三月と今度は反対に外国油の方
が高くなつておりますが、この状態か
ら考へますと、そう常に不安定なもの
きよは外国のものが高くなり、あす
はまた外国のものが安くなるかもしれ
ない、こういうような想像をされるこ
とは、今の国際情勢からいいたしまし
て、どうも私は想像に苦しむ次第で
ございます。

〔委員長退席、島村委員長代理着
席〕

当分の間はこの状態が続くというふう
に常識的に考へなければならぬと考
へるのでございます。この国内の産業
が非常に危殆に瀕している。経営がす
べて苦しい状態になつてゐる。ここに
一押しされたら、重要産業はつぶれて
しまふ。こういうより重大な問題を
を、さような見通しのもとに実施をさ
れるということは、私はどうかと考へ
るのでございますが、その点大蔵当局
のお考へと私の考へとは格段の相違
があります。少くともきよは高くな
り、あす安くなるというような性質の
ものではなしに、今の国際情勢が続く
間は、外国油の方がずっと高い條件に
ある、この状態は当分継続するのであ
るというより前提のもとに、ひとつ

ぜひお考へ願ひたいと思うのでござい
ますが、この点につきまして、もう一
回大蔵当局の御所見をお伺ひしたいと
思います。

○石田政府委員 非常にむづかしい質
問でありまして、国際情勢はどうなる
かという点に關連いたすのでありま
すが、私らといたしましては、国際政
局及び国際経済關係が、何と申しま
すか、現在相當異常状態にあるといふこ
とは認めなければならぬと思つてござ
います。それではこれがもつとひど
くなるかどうかという点につきま
しては、予言をいたす自信がないのであ
りまして、われ／＼といたしまして
は、国際關係がなるべく平常に返つて
行くようなことを希望せざるを得ない
のであります。あるいはそういうふう
に、ごらんになるかも知れませんが、わ
れわれといたしましては、大体現在の
国際情勢は一応かくのごとくであるけ
れども、なるべくこれが平常状態に返
るといふことを希望いたしておる次第
でございます。

○田口委員 私は、大蔵当局の希望が
どうありましようとも、さやうなちよ
つと常識的に考へられぬ希望のもと
に、必要もない、理由もないこの関稅
によつて日本の重要な産業が破滅に瀕
する、そこまで理由のない関稅でもつ
て行かれるということに対して、ぜひ
お考へを願ひたい、こういう意味で
ございます。かれ／＼といへども国際情
勢が安定することを希望してはおりま
すけれども、現在の実情からいいたしま
して、その希望が希望に終る。われわ
れは実情に即してすべての施策をして
行かなければならぬと思つてござい
ますが、その施策が結局重要な産業

をつぶしてしまふ結果になるから、そ
の点をひとつさらによく研究してもら
いたい、こういう意味を申し上げてお
る次第でございます。それから以前の
実情と今の実情と、はなはだ違つてお
るが、しかし横流しをするようなこと
が絶対にないとは言へない、こういう
ようなお話でございますが、これは御意
見の通りでございます、あらゆる方面
にやつてはいけないという規則があり
まして、また教育を受けておる者が
悪いことをする実例が多々あるので
ございますから、最善を盡されても一
二人の心得違いの者があるかもしれま
せんが、それは枝葉末節の問題でござ
いまして、根本の問題につきましては、
前に横流しがあつたといふことでござ
いますけれども、今の資料をもとにして
くふうしますと、ほとんどそういう問
題はなくなるだらう。こういうことを
われ／＼は考へておりますから、ひと
つ現在の資料をぜひ十分に御研究にな
りまして、そういうことがないよう
にして、重要な産業を生かす道をとつ
ていただくことを希望いたして私の質
問を打ち切りたいと思ひます。

○島村委員長代理 田代文久君。
○田代委員 簡単に二、三の点を質問
いたします。今度のこの法案は、大蔵
省などの御説明によりますと、三年前
からいろいろ考案されて来たといふこ
とになつておりますが、先ほどの通産
政務次官の説明によりますと、現在の
国際情勢、つまり国際的な軍備競賽
が當然日本の経済に響いて参りまして、
その情勢を基礎としてつくり、それが
この法案を立案するに重要な基礎とな
つておるわけでありまして、従つてそ
ういふ事態といふものが将来かわること

になりますと、これは当然修正される
であらうといふような御答弁もありま
したし、私たちが大体この法案が提出
されたその重要なモメントとしま
しては、いわゆる国際情勢の特殊な状
態、なお申しますと日米経済協力態
勢がマツチしてゐる問題とこの法案と
がマツチしてゐる問題とを思はれるの
であります。そういう日米経済協力態
勢という側面とこの法案とが、大
体どういふ關係を持つてゐるか、協力
態勢に対してこの法案はいかに役立
つてゐるのか、また質問したいと思
ひます。

○首藤政府委員 田代委員は、この法
案が日米経済の協力態勢を整えるため
の法案だといふ御意見であります。こ
の法案は、これはまづたゞ問違つておるの
であります。日本の貿易主体から考へ
て、この新しい法案がつくられたのであ
りまして、一アメリカを對象としたもの
ではないのであります。要するにアメ
リカというよりも日本の輸入品、日本
の産業という観点に重点を置き、現在
の客観情勢を對象といたしまして改正
したのであります。根本的な改正の
要点は、従来量税であつたのを従價税
にかへた。と申しますのは、現在の物
価は終戦前に比較して、さらに戦前に比
較して何百倍と騰貴してゐる。従量税
でいたしますならば、量そのものは何
らかわつてゐないものであります。物
格のみが、ただいま申し上げました通
りに何百倍と騰貴いたしておるのであ
りますから、各般の情勢から考へまし
ても、これを従價税にいたす、そうし
てこの程度に改正するのが適當であ
る、かように考へました結果がこの法
案となつたのであります。

○田代委員 ただいまの御説明は、午
前中に次官が述べられました点と幾ら
か違つておるようでございますが、そ
の点は修正されたことと認めます。し
て、明らかに現在の情勢を基礎として
つくつた、將來それは修正するといふ
意圖も持つておるといふことを明確に
言われたのであります。とにかくそう
いふことと關連するので質問いたしま
すが、現在国際的な戦略あるいは軍
物資の國際割當といふものが問題にな
つておるようでございますが、この割
當が日本に現在在ておるかどうかを伺
ひたい。

○首藤政府委員 まだ國際割當の品物
は一つも参つておりません。
○田代委員 二、三日來の新聞に
よりますと、大体日本の経済がいわゆる
西歐陣營の方へ一辺倒になつて行つ
て、アメリカにおきましては、日本に
軍需物資、特需物資を生産するための
原料を思い切つてどん／＼入れるとい
ふことが書いてあり、それに対して
て、実は私たちは驚くくらい幅が広げ
られたといふことを感じておるので
ございまして。無制限に近いほどさうい
う形でどん／＼入つて来て、結局日本が
東洋における特需物資の生産工場にな
るといふ危険も感ずるわけなんです。
最近、特に数日來書かれておりますそ
ういふ西歐陣營への一辺倒、東洋にお
ける西歐の軍需工場という形から、
どん／＼原料を入れて来るというよう
な新聞報道を政府はどんなふうにか
しめておられるか、全然さういふこと
はないかといふ点の質問をいたします。

○首藤政府委員 御指摘の通り、最近

新聞紙上ではさうな問題が非常に報道されておりますが、政府に對しましては、いまだ正式に何らの通知もないのであります。従つてこれこれに對する批判はできないのであります。ただ日本の現在の立場が國際連合軍に協力するという立場をとつておられますので、さうなことが絶無とは考えられないといふふうに考へております。ただしかりにさうな事態があらましても、日本の民政に圧迫を加えるといふような生産態勢には、断じてならないと考へておるのであります。

○田代委員 ある品物によつては——なお申しますと、平和的な産業、平和的な生活物資といふものに對する原料が非常に安く入つて来ることはたいへんけつこうであります。軍需物資といふようなものがどうも流れて来て、先ほど申しましたような形で軍備を拡張するための手段として日本の全經濟機構が使われるといふことになりまふと、これはゆゆしい問題であります。そういう点からわれ／＼心配するわけなんです。日本でもきまつたところの、たとえば陶磁器であるとか、あるいは生糸といふようなものが、アメリカならアメリカ——むしろ主としてアメリカでしようが、そういう方面に輸出されます場合に、向うの國においてかけられる關稅率は大体どのくらいになつておりますか。

○首藤政府委員 陶磁器がアメリカに輸出された場合、アメリカの輸入關稅は、品物によつて異なりますけれども、大体七〇%前後になつております。なお絹織物は五〇%内外が中心になつております。生糸に對しましては、現在數字が判明しておりません。

で、いずれあらためて御報告いたすものであります。

○田代委員 今の御説明によりまして、たとえば陶磁器とか生糸といふものは、日本の平和産業にとりましてはきつめて重要な部面を占めておるが、これらの製品が向うに参りました場合に、非常に高いということになります。それだけ日本經濟を圧迫することになるものであり、反對に向うから来るものは非常に安い、またあるいは無税にするということになります。この均衡がとれなくなる。結局その面から非常に圧迫を受ける。まつたくそれに從屬化して、そうして日本のうまいしるが吸われるといふような面が出ておるに思ひますが、これに對してどういふ見解をお持ちでありますか。

○首藤政府委員 ただいまのお説は、私は事實と相當相當すると思つております。御指摘の点は、日本に入れる場合に、安い關稅率をかけるれば日本の産業を圧迫する。また向うに輸出する場合に、高い關稅率をかけること自体が日本の經濟を圧迫するといふ御意見であります。日本に輸入する場合の關稅率は、先ほど申し上げましたごとく、原則として日本は日本の産業を保護することが建前になつております。で、いついかなる場合にも、日本内地におけるその産業の値段といふものが対象になる。さらにその産業の生産原価といふところまで検討しまして、その最終的な決定を見るのであります。それから、その關稅率が安くて日本の産業には何ら影響はないのであります。同時にアメリカに輸入される場合の關稅が高い。これもアメリカの物価

が非常に高い關係上、安い日本のものがそのままアメリカに輸入されれば、アメリカのそれ／＼の産業に圧迫を加へる。これはアメリカの國內における産業並びにその價格を對象として決定したのでありますから、これをもつて必ずしも日本の産業に重大な圧迫を加へるといふことにはならぬのであります。しかしかりにアメリカに輸入をさせます場合に、それが不当に高い關稅をかけるということに相なりまふれば、この場合は日本の輸出品に相當の影響があることは、これは否定できないのであります。しかしながら今日の實情から申しますと、さうな不合理な關稅はかけられていない、かように考へます。

○田代委員 次官の見解とわれ／＼の見解とは非常に開きがあります。これは午前中も御説明があつたのであります。たとえば蓄音機があるとか、あるいは乗用車、毛皮といふようなものに對しましては、向うから入つて来る場合には大体四〇%から五〇%くらいの大體一〇〇%くらいであつた。日本の自動車産業にしましても、あるいは蓄音機産業にしましても、こゝういふものを保護する立場からいいますと、これは非常に安きに失する感ずるわけでありまして、なぜさういふものに對しては向うと高くかけないか。實際われわれから申しましたならば、日本の産業の育成といふ面から當然そうならざるを得ないと思つております。が、次官の説明を聞いておきますと、われわれ日本の經濟は非常に不利な立場に立つてゐる。どうしてもこれはアメリカの經濟に從屬してゐる。また從屬の方

向へ持つて行かれようとしてゐる。また向うの壓力によつてこちらがついて行つておるといふやうな印象しか受けないのであります。蓄音機にしましても、乗用車、毛皮といふようなものにしてしましても、さういふものに對してなげもう少し思ひ切つてかけられないのか。はつきり自主性を持つて關稅の率を決定されたのであるかどうか、この点を質問いたします。

○首藤政府委員 今回の關稅は最高五割となつておるのであります。毛皮のごときはまつたくぜいたく品でありますから、これは内地の産業といふものを考慮せずして、ぜいたく品の輸入をなるべく防ぎたいといふ見地から、かような高率の關稅率をかけたのであります。自動車に關しましては、田代委員の御指摘の通りなるほど過去においては相當高い關稅をかけておりましたけれども、最近日本の自動車産業も非常に發展いたしまして、さらに原価が安くなつて参つたのであります。従つて過去のような高率を課すること自体が、かえつて日本の自動車産業の安易な經營を誘導いたしまして、真劍な業界の發展を阻害するおそれがあるものであります。従つてこの面におきましては、自動車産業の生産に十二分にマツチする値段を對象として關稅を決定いたしましたのであります。同時に、もう一つの事實といつたしましては、この關稅をかけたとしても日本の自動車産業に何ら影響がないといふことと、さらに一般の物価——要するに自動車の價格そのものの点から考へましても、この程度にするのが適當ではないか、かように考へてゐるのであります。蓄音機もおおむね自動車と同様な見解の

もとに決定いたしましたわけでありまふ。○田代委員 この点も私は非常に考へ方が甘いと思ふ。先ほど申しましたやうに、アメリカの方では陶磁器などに對しては七〇%かけてゐるが、日本では、今申しましたやうにどうして保護育成し、どん／＼生産を高めなければならぬものに對しても最高五〇%しかかけない、こゝういふような点でもわれ／＼は納得できないのであります。が、議論になるやうでありますから先に進めまふ。

第八條で、「左ノ物品ニシテ輸入ノ日ヨリ一年以内ニ再ヒ輸出スルモノニハ輸入税ヲ免ス」といふことになつていて、その第一項で、「加工ノ為輸入スル物品ニシテ命令ヲ以テ指定シタルモノ」といふことが第一番に出ておりますが、これはどういふ品物になるのでありますか。

○石田政府委員 これは加工貿易の助成といふことを考へてやつておるのであります。たとえばレースの糸を入れて、それをちやんとして輸入するやうにする。さういふやうなものは税金をとらないやうにいたしまして、輸出する場合に税金がかからなかつたと同じやうにする、こゝういふことであります。

○田代委員 具体的になおはつきりいたしませんけれども、大体私たちに、日本の産業がいわゆる植民地的な質加工産業に追い込まれてしまつて、うことが非常に危惧されるのであります。結局これは現在問題になつてゐるやうでございますが、こゝういふ特需物資の強行生産、あるいは日米經濟協力態勢といふやうなもの、それからまたこの關稅の方面から來ますこゝうい

政策の行き方というよりなものは、当然私は日本の国民の生活水準が引下げられる形に追い込まれるのじやないかという点が危惧されるのですが、これに対する御見解はどうですか。

○首藤政府委員 先ほども申し上げました通り、関税の事は国内の産業主として個々の製品の価格を対象として決定いたしましたのでありますから、関税を課することによつて、国民生活が非常に低下するということとは考えられないのであります。

○田代委員 これもやはり、政府は非常に率直な態度で、断言をせざるを得ないのであります。実際は日本の最近の経済、また産業の実態というものは、これは労働者諸君が身をもつて朝夕体験しておられるのであります。ちやうど東條内閣時代におけるような、あるいは労働の強化あるいは低賃金、農村においては低米価というような形が横行されつつあるものであります。従つて私は、一面においては世界の再軍備計画というものが、先日次官は日本の産業を非常に発展させるモメントになるといつて非常に喜んでおられたようでありましたが、われわれはこれを長い目で見るならば、日本の産業を破壊することになるし、実際の生産に当り、またそれを引受けます国民、特に勤労大衆にとつては生活水準の低下になる、結局ひいては日本の民族的な産業の発展、平和産業の発展というものがすべて犠牲にされる。直接的な影響としては、国民生活の水準が切り下げられるということが現実に現われておるのであります。これは單に関税問題だけではなく、生産からあるいは労働、他のあらゆる面に出ていることはも

う隘することのできない嚴然たる事実であります。これまた討論にわたつて、樂觀論で逃げられそうでありながら打ち切りたいと思ひますが、特に私は全國民の立場から、この点に注意されるよう警告を発して質問を終りたいと思ひます。

○島村委員長代理 宮崎晴君。○宮崎委員 私は興業という立場からあまり質問をいたしたくありません。しかしながらこの連合審査会において、先般來質疑応答されている中においてあまり満足のできないものがあり、私が、私は、この関税定率法の一部改正法律案をこの形態で本国会の審議に備へました大蔵當局及び関係経済省の努力というものは、ことごとく認められている一人であります。もちろん賛成の趣旨というものは、討論のときに申し上げますのでこの際これを差控へますが、よく現在の國情のもとにおいて、これまでに仕上げたこの努力と熱心さについては敬意を表するものであります。ところが根本的に考へて、まだ相当お伺ひいたさなければならぬ点があります。そこで今まで質問にありますが、二、三伺つてみたい。先刻首藤政務次官の御答弁の中において、今後國際情勢が変化して來た場合等におきましては、この定率法を改正する用意があるというふうな御答弁がありました。しかしながら私の考へますところにおきましては、この関税定率法というものは、一たびきめまると短期間に容易に改正の運びになり得ない性質を持つてゐることは、政府當局が御存じの通りであります。従ひましてきめずについては十分慎重なる検討を要すべきで

ありまして、大蔵省及びその他の行政庁が中心となつて、昭和二十三年以來今日まで苦心して参つたのはそのためであり、ことに今回の低關稅主義をとつておられますのは、御承知のやうな國際貿易憲章に基きますところのギヤットの制度から割出されたものであります。先ほどの田代委員の御質問に御答弁もありましたが、日本の輸出品に對し相手國が輸入に關稅を高率にかけ、一つの報復的な關稅政策をとつた場合、かようなことは私も考へておりました。御答弁もまたその趣旨に出でておりました。現在すでに最惠國待遇を受けている國が、占領下においても米國ほか六箇國あるはずであります。これらの點の資料をお示しになつて御説明があれば、今の田代委員の御質問に對しても然らざる御答弁ができるだらうと思ふ。かういふ意味において、ぜひとも關稅定率というものは、そうむやみにかへるべきものではない、またかえようとしても、國際貿易憲章その他國際情勢におきまして容易にかへられないものであると私どもは考へております。この点について政府のお考へはどうでありますか。はつきりお答へいたしたいと思ひます。

○石田政府委員 關稅というものは、一方國內經濟の保護ということも考へなければなりませんけれども、これはどちらかといひますと、國際的なものでございまして、これを用途といたしまして、國內の業者も輸入をするにそれ考へてゐる、外國の業者もそれを考へてゐる輸出を考へる、かういふ性質のものでございまして、これは明確であり、なるべく動かさないといふ

ことをもつて根本義とすることは、御承知の通りだらうと思つております。○宮崎委員 さうな意味から見ますと、なか／＼原案はすぐれているわけであり、もしこれが時期と場合によつて簡單に改正されるものならば、むしろかようなものは一時間か三十分の審議でもつて見送つてもかまひません。しかし國際通商の上に固定的な一つの指針となるわけにございまして。御説明によりましてよりよく納得行きますが、現在占領下にありますのでギヤットの協定には入つておりません。これは獨立後には當然入られますが、現在すでに最惠國待遇を受けておりますところの米國ほか六箇國、トルコ、ギリシヤ、アイレ、アイスランド、ノールウェー、韓國、これだけあるはずであります。あるいはこれ以上ふえておられるかもしれませんが、これらの關稅の最惠國待遇の実情はどんな程度であるか、これを御説明願ひたいと思ひます。

○石田政府委員 今お話のありました國々は、日本の貿易に對しまして一方的に最惠國約款を與えてくれておるのであります。これは現状といたしましては、好意をもつて考へなければならぬかと思ふのであります。他面におきまして、かういふ一般最惠國約款を日本に適用する趣意といたしますれば、日本といたしましては、何らかのことに報いることがあつてもしかるべきではないかと考へるのが常識ではないかと思ひます。しかし遺憾ながら現在までの定率法というものは、御承知の通りまことに不体裁なものでございまして、これを基礎としてどうこうするといふのでは、まことにナンセンスな

状況にあるといふことを考へなければならぬと思ひます。なお現在、たとへばアメリカのごとき國が日本に對して最惠國約款を與えてくれております。この點は先ほど田代委員からも御質問があつたのであります。たとえば陶磁器のごときのものにつきましては、最惠國約款を日本に供與してくれております。その供與してくれておるのはどういふところからかと申しますと、イギリスがアメリカと交渉して、そこでアメリカの率を引下げたものを日本に適用してくれておられるわけであり、これがだけを見ますといふやうであります。したが、しかし日本から出しますところの陶磁器と、イギリスが輸出します陶磁器とは價格その他に違つて來るのではありません。イギリスにおいては交渉上有利になつておりますが、日本から見ました場合においては必ずしも満足の行くものではない、かういふ点があるものでございまして、講和以後においてギヤット等に加へるという點が、現時でできますならば、さういふ點について改正せられる。幸いに御承認を得られれば、改訂せられ、た率を基礎にいたしまして交渉をいたさなければならぬ、かように心得ておる次第であります。

○宮崎委員 その点まことに明快な御答弁でよくわかりました。陶器の問題につきましては、先年ドイツ製の硬質陶器と日本製の硬質陶器との間に、市場においてはかなりの競争状態が現われまして、これが輸入關稅の面と相交錯いたしました問題になつたのであります。その後アメリカの趣旨が——たとえばイギリスとの交渉の中に生れました副産物的なものではありまして

も、日本に最惠国の待遇を與えようといふところにありまして、不満足ながら一つの道が開けたと私どもは確信いたしました。現在のギヤットは、一般協定といひましては締結国の軍事占領地域は除外ということになつておりますので、日本はこれに参加することほもちろんできませんし、その恩沢も、当事者が個々に認めてくれた場合にも認められないわけでありまして、これもよくわかつております。そこでわれ／＼が独立国家になつた場合、この定率法をそのまま持つて行つて不合理なものがあつたといひました場合に、國際連合の規定と申しますか、方式といひますか、それによりまして、ギヤットに加盟したいといふことに對する拒否権の行使はないはずであります。従つて入りたといふ意思表示をすれば一応入れる。國際連合の一員となりさえすれば入れるわけでありまして、この点に對する大蔵當局のお考えはどうでありますか。

○石田政府委員 國際連合とギヤットとの關係は、必ずしも今のお話のごとく一貫しておるものではございませぬ。國際連合へ入つておられますところの國の中で、有志の國がギヤットを締結してやるといふのが現状でございまして、ギヤットに入りますにつきましては、これは國際連合と別、ギヤット締結諸國が構成いたしておりますところの締結國會議といふものに加入の申入れをいたしまして、その三分の二の多數を得なければ加入できない、こういう状況になつておるわけでありまして、その場合にございまして、

○宮崎委員 その場合におきまして、拒否権を行使することができようか。

○石田政府委員 申し落しました、一つの國といひましては拒否権はございませぬ。

○宮崎委員 それではつきりして参つたわけでありまして、こういう状況において、ただいま一應關稅定率といふものは、みだりに變更すべからざる原則を持つておると思ひます。日本が獨立國家となつて、ギヤットの協定に參加を許されるという一つの權利、といふと大きくなりますが、さうな資格があるといひますならば、これに應じて改正もできる。従つてこの場合においてのみは、やや固定的な稅率でありまして、先ほど首藤政務次官のお答えぐださいましたような改訂が加えられるものと私どもは考へております。その点間違ひありませんか。

○石田政府委員 ギヤットは、できるだけ締結いたしましたところの稅率は變更しないといふことが原則になつておるのでありますけれども、しかしながら予期せざる事態が起りました場合におきましては、たゞい約束いたした率といへどもこれを變更することのできることに相なつております。従つて協定に參加いたしました後に、おきまして、法律上さういふ條文を援用することは可能でございまして、ただ實質上それを援用した方がいかか悪いかといふ具體的な問題につきましては、その事態が起りましたときに考へべきものと考へております。

○宮崎委員 今度の關稅定率法の適用は、外國からの輸入、こういうことになるわけでありまして、その外國の定率でありまして、相當なすかしかる

うと思ひます。昨今問題になつております奄美大島の件、これはまだ旧憲法が實施されておるのではなからうかといふ心配もあるし、家の制度もあれば、戸主もあり、あるいは婚姻にも戸主の承諾を要するといふことが残つておるようなことも聞かされております。これと一連の關係がありまして琉球の問題でありまして、貿易方式はすでに御承知の通り進内國貿易として、純然たる外國貿易とは認めがたい方式で行われておるわけでありまして、さういふ場合におきまして、この關稅定率法を琉球の輸入に全面的に適用せられるおつもりか、あるいは現在原案にはないようでありまして、琉球に對しましては全面的な除外か、一部緩和するやうな御用意があるのかどうか。もちろんこれは、原案として提出せられております大蔵省にさういふ質問をするのは妙な言ひ方でありまして、心構えとして、できたならば琉球に適用するのは除外した方がよいではないか、こ

う考へておるかどうか聞きたい。

○石田政府委員 講和條約後においてどうするかといふことは、ここではつきり申し上げられませんが、現在の状況のもとにおきましては、關稅法の中においていわれる外國扱いをする地域はどこであるかといふことがつきりいたしておりまして、奄美大島、沖縄は、關稅の關係によりましては外國扱いをするところになつておるわけでありまして、しかしながらこれは沖縄、奄美大島の特殊性にかんがみまして、さう關稅法一本やりでも行かぬといふことがございまして、われ／＼といひましたのは、すでに沖縄から入りますところの土布、つむぎにつきましては特別の

率を設けておるわけでありまして。なおその品目を拡大するかどうかという問題につきましては、われ／＼といひましたし終始検討いたしておるのであります。適当な時期において適當に善処いたしたい、こういう氣持を持つております。

○宮崎委員 次は、われ／＼自由党として考へておられるところの修正意見があるわけでありまして、これは必ずしも出さなければならぬと思つておられます。しかしながらこれをまづめに検討してみますに、大いに議論のある品物がたくさんある。これを記録の上にはつきりとどめておきたいと思ひますが、多少長くなるかもしませんが、品目を掲げてお尋ねいたします。輸入品のうちで、おおむね奢侈品的な傾向を持ちまして、しかも國內産業と競争的の立場に立つ品物が相當あります。これらにつきましては、たゞいまの低關稅主義から生れました今回の稅率には若干の疑問があります。具體的にいへば、化粧石けんが、かつて一〇〇%であつたのが今度三〇%から二〇%程度になつてゐる。これは一体下げる必要があるのか。ジャム、ゼリーといふやうなものは三〇%であります。旧關稅は七〇%であります。こういう品物につきましては、たとえば銀座街頭に氾濫しております外國製の菓子、これはおおむねOSSのカード所持者に対する販売を目的としておるものが、國內に流れまして、日本の製菓業者を圧迫しておるといふのが現実になつております。こういうものに對して三〇%という低い稅率をあてがうよりも、でき得べくんばやはり五〇%といふふりに持つて行くべきではな

いか。齒みがきの二〇%も現行は一〇〇%であつたはずであります。それから花火——花火といふのは日本の純粹の國産品でありまして、外國の容易に模倣することのできないものであります。さういふ國産品はやはり保護すべきである。前に一〇〇%であつた花火を二〇%にするといふことはどうも私も得心が行きません。合成纖維についても二五%という課稅をいたしておられますが、國內の合成纖維産業は、たゞいま急進的過程にあるわけでありまして、いよ／＼もつてこれを保護育成しなければなりません。従つて外國品の侵入を、報復的な關稅でなく、合法的にこれを押えるといふことが當然の措置であり、二五%は低過ぎはしないか。絹織物及び絹交織は、一〇〇%でありましたものが三〇%ないし二〇%に今度なつておりますが、これも國內の特殊産業である、絹、人絹等の織物を保護する上においていかに

ではないか。手袋の三〇%から一五%、これも日本のメリヤス工業に對しまして保護的の關稅とはいへない。現在一〇〇%であります。靴下においても同様のことがいへます。ネクタイについても、外國製のネクタイをむやみに締めまして、非常に進んだやうな顔をしておるよりも、國産のネクタイを安く買つてもらうといふ立場におきまして、三〇%は低いと思ひます。現在の一〇〇%といふことも思ひ合せなければならぬと思ひます。その他金庫、金庫、こゝろのものも日本に相當の立場から、外國品をむやみに買つて、外貨を失ふやうな思想にならないようにするためには、現在の三五%

第一類第六号(附屬の六)

大蔵委員會農林委員會水産委員會通商産業委員會連合審査會議録第一号

昭和二十六年三月十三日

三五

らいが適当であり、今回一五%に軽減したという事は、はなはだもつて当を得ないのではないか。キャッシュ・レジスターは、日本品は非常に優秀でありまして、今まで外国品に五〇%を課税いたしておりましたものが二〇%に下げたものであるが得心が行かない。楽器も現在の四〇%を二〇%というふうに下げております。自転車は、現在三五%の二〇%。今度アジア大会におきまして、日本から携行した自転車の、声価はかなり上つたはずであります。従つて輸出促進の面において奨励はよいわけでありまして、外国車をもつて日本の産業が圧迫されるような税率を置くことは、まことにもつて当を得ないものと私は強く感じております。写真用フィルムは、一〇〇%から三〇%、これも言葉ばかりやらずに申しまして、けしからぬ税率だと思ひます。日本です白黒の映画から天然色に今切りかえられておるときでありまして、国内のフィルム生産には特別の配慮をいたさなければならぬ。それに對して外国製品に圧迫されるような税率はおもしろくない。そのほか室内遊戯品についても、一〇〇%であつたものを三〇%にした。その他あつたものとまだたくさんありますが、これはほんの一例でありまして、こういうふうな例を、国会として、また自由党として考へております。そこで原案を提出せられました大蔵省の立場及び関係各省の立場から行きますならば、なるべく原案を支持されたい、これは当然のことだと思ひます。けれども実情はたゞいま指摘しましたように、もう少し高い税率を設けることが妥當であるという面でも、もし関係方面の御了解が

得られるとすれば、かようなものの税率引上げ等を志してよろしいかどうか、これはもしお答えがでなかつたならば、後日において——といつてもあまり長い時間がたつては困るのであります。明日か明後日あたりに御意向を承つてもよろしいが、でき得ますならば、この際記録にとどめておきたいと思ひます。

○石田政府委員 非常にたくさん御品目をおあげになりました、おしかりでございますが、いろいろな観点から御検討をいただかなければならぬかと思ひますが、一番大きな問題といたしまして、現在外国人の使用いたしますところのものについては、関税がかかつてないという点をひとつ御留意願ひたいと思ひます。たとへば先ほどお話がございましたところのいろいろな外国品でございますが、この中の大多数のものは関税がかかつていない。それからいたしますならば、三〇%、三五%というのはぜいたく品としては非常に低率ではないかというふうなお話でございますが、なにもから急にそれだけ上げるのでございまして、相當の率であるというふうなわけ／＼は考へてゐるわけでありまして、それからいろいろの品目につきましても、たとへば石けんのごときものは、われ／＼は大正十二年の大震災の後におきましては、ぜいたく品だと考へて一〇〇%の課税をいたしたのでありますが、その後の情勢も、三十年近いものがたちますと、これは奢侈品であるといへないような事情を生じているものもあるわけでありまして、また自転車等のごときものは、これは通産省の方からお話があるかと思ひま

すが、日本が輸出しようというふうな意気込みにまでなつて参りましたものにつきますれば、これはある意味から申しますれば、関税をかけること自体がおかしいではないか、こういう議論もあるわけでありまして、そこらを勘案いたしまして、できたものであるというところを御了解願ひたいと思ひます。

○宮崎委員 この際通産省の方から御意見を伺ひたいと思ひます。

○通産政府委員 御説のように関税が今までの率に比較しまして、非常に安いというお考えは、もつともな点もありませんが、總じて先ほど御指摘の、最近日本のそれ／＼の産業は相當発達しております。原価も過去に比しまして相対安くなつておるのであります。もつとも最近の物価から見ますれば、指数そのものは高いのであります。過去に比較しますれば、いづれの産業も非常に発達しているものであります。従つてこれがために輸出を相當増進いたしているというふうな現状になつておりますので、関税を高くすること自体が、かえつてそれ／＼の日本産業を不健全にするというふうな不安も一面にあるのであります。ある程度安くしまして、そうして競争にたどるといふような方針に進むことも一つの見方ではないか、かようにも考へております。

○宮崎委員 その点は大蔵省も一つの御見解をお持ちになつてゐるし、通産省としての御意見にももつともな点を認めます。しかし表面をながめると、私がきかめて具体的に指摘しましたような感じが出るのであります。今までの、この点につきましては、今まで占領下にありまして、外国人の使ひます

ものは無税で入れたという觀念は、敗戦國民であるといふことを前提としたしますれば納得いたします。しかし國際經濟へ正當に参加した日本人はなかなかそのは納得行きません。ここに大衆相當の政治的むずかしさでありまして、議論はありますが、でき得べくんばかようなものは再検討いたしまして、適當の時期にその事情に合ひますところまで引上げて、国内産業の合理化、その助成をいたすべきであると思ひますが、それ／＼の御観点においての御説明は一応この際納得いたしておきます。その他まだ石油とか、あるいは砂糖等についても議論がありますが、これはおおむね各委員からお尋ねがあつたことであると思ひますので、お考えの点もそばで聞いております。大体わかつておりますから、この際これは省きます。ただ先刻通産省の鉱山局長からお話のありました酸化アモニーは鉱石でありますから、これは無税でしかるべきであります。製品としてのアンチモニーは銅並みに一〇%課税してもらいたい。これは各省間の打合せの不徹底であつたというふうなことがはつきりと記録に残つておりますので、これはぜひともかえなければならぬと思ひますが、頭のよい徳永局長がはつきり言のでありますから、それが言ひ方が間違つたという説明ならぬのであります。これは何らかの形で修正していただきたいと思つておりますが、この点につきまして大蔵省の忌憚ない御意見をひとつ聞かしていただきたいと思います。

○島村委員長代理 ちよつと速記をとめてください。

(速記中止)

○島村委員長代理 それでは速記を始めてください。

○宮崎委員 次は小さな問題であります。コークスの問題をひとつ續いてお伺ひたい。最近超粘結炭の輸入が、いろいろ指摘されますように困難になつて参つた。しかもアメリカから参ります超粘結炭は灰分が少くて品質はよいのであります。フレートの關係ももちろんあります。ただ距離的に考へれば東海岸の生産品であります。コークスの方は西海岸であります。距離が近接してゐる。それだけにすべての原価に及ぼしますフレートの關係がかなり緩和されるわけで、これをコークス及び製鉄用コークスの中に混入いたしますと非常によいことだ——私は技術屋でございませぬから技術面は知りませんが、通産省の鉄鋼局長あたりの意見を聞きますと、しかるべき説明があるわけでありまして、こういう意味におきまして、このコークスを課税の対象からはずすべきだと思ひます。この点につきましての大蔵省のお考えはいかがでございませうか。

○石田政府委員 石油コークスの問題は非常に複雑でございまして、石油コークスの方の用途を大きくば申し上げますと、今お話がありましたように、なぐあいに、鉄鋼工業で使う面もございまして、それからまた窒素肥料をつくりますところの燃料といたしまして重要な役割を果しておるわけでありまして、もう一つ、これは電極とピッチ・コークスとかち合うことがある。その

ような点からは、ピッチ・コークスとから合う点を強調いたしますならば、これは相対的な高い率を盛らなければならぬ、こういうことも考えられるわけであり、これは他面におきまして、窒素肥料の關係あるいは鉄鋼の超粘結炭をまぜるといふような問題もございます。そこでも考えなければなりません。そこでなるだけこれは低い税率の方がいいではないかということに一応考えられたわけであり、なおこれは、本来の性質から申しますと石油製品でございます。従つて原油を一〇％といいたしますならば、体系上から申しまして石油コークスはもつと高い率であつてしかるべきである。こういうことも考えられるのであります。が、われ／＼はコークスの中にこれを一本に入れたとして、そうして五％を適用して行くといふふうな考え方をとつたわけであり、

○官報委員 その気持はことごとく了承できます。しかしながらこの石油コークスも一種の石油製品であるといふことになり、当連合審査会におきまして、炭化水素油の問題がしきりに論ぜられておる折柄でありますから、やはり同列に考えなければならぬようなことになり、少くもこの範圍はやはり製鉄用の原料、こういうわくの中に入れて考えるべきだと思ふ。ピッチ・コークスとの間の競争關係というものは、当然重点的に考へて処理するのが妥當ではないかと思つておりますが、その点につきましては、われ／＼もむちやくちやに考へておらないのであります、これらの問題も、こまかい問題でありますけれども、相當議論があるようであり、

なおせつかく主税局長さんもお見えになりましたので、一言だけ伺ひたい。もう本日での連合審査会を打ち切らうという努力のためであり、先ほど税關部長さんから伺ひましたが、琉球の貿易の問題、これに對します關稅を——原案はわかつておるのですが、腹として、これを全面的な、あるいは一部の除外例を設けて考慮したいといふ御意圖があるのか、これだけ簡單に何つておきます。

○平田政府委員 琉球との交易に關しましては、現在も、御承知の通りつむぎ類等に対しまして、特別な關稅の処置をいたしております。その他のものにつきましても、おそらく類似の事情が相當あるかと思ひますが、ただこれはある程度具體的に検討しませんが、なか／＼簡單に結論が出ないかと思ひます。たとえば泡盛等の税金をどうするか、その他黒糖等の問題もあるかと思ひますが、そういう問題もよく実情を調べまして、その上で、もしも必要な処置があれば考へたい。つむぎその他のようなわけにも簡單に參らないかと思ひますが、そのような問題はわれ／＼も承知しております。

○官報委員 もはやより以上質問をする勇氣がなくなりましたので、この程度にいたしますが、最後に一つ、委員長にお願ひいたしておきます。合同審査会もこれをもつて終ることになるであらうと思ひます。別に動議を出して打ち切るなどという煩瑣な手続もいらなからうと思ひますので、この程度で終ることにしていただくものと考へて、申し上げますが、税關部長その他の方

方にお尋ねをし、お答えをいただきました。

〔島村委員長代理退席、委員長着席〕

その中に若干修正をいたしたいという意圖が自由党としてあることを申し上げまして、これをただいま検討を加えつつありますので、この法律案は一日も早く通過、成立させなければならぬことはよく存じておりますが、その準備ができますか——本委員会におきましての審議というものは質疑打ち切りのまま、時間のお見はかりを委員長においていただきたいと思います。これは急速に修正意見をまとめて、おそろくその範圍はきわめて小範圍で、大した時間もおからぬと思ひますが、その意見の出ないうちに委員会が終わるということがあります、ただいま質問いたしました各方面からの要望、またわれ／＼が常識的に考へました氣持というものが反映しないことになり、この点ぜひおとりはかりをいただきたいことをお願いいたします、私の質問を終ります。

○夏堀委員長 承知いたしました。あと御質疑はありませんか。——これで全部終了いたしました。連合審査会はこちらをもつて散会いたします。

午後五時九分散会

昭和二十六年三月二十四日印刷

昭和二十六年三月二十六日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所